

議 事 日 程

令和5年第3回浜中町議会定例会

令和5年9月6日午前10時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	発議案第 1 号	浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 7	発議案第 2 号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 8	発議案第 3 号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
日程第 9		一般質問
日程第 10	議案第 73号	浜中町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案第 74号	浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 12	議案第 75号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
日程第 13	議案第 76号	公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について
日程第 14	議案第 77号	公用車事故被害者損害賠償について
日程第 15	議案第 78号	令和5年度浜中町一般会計補正予算（第4号）

(開会 午前10時00分)

開 会 宣 告

○議長(落合俊雄君) ただいまから令和5年第3回浜中町議会定例会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長(落合俊雄君) これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(落合俊雄君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番國井葵議員及び4番三膳時子議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会報告

○議長(落合俊雄君) 日程第2、議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

1番三上浅雄議員。

○1番(三上浅雄君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回定例会の開催に向け、過日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

委員会は8月30日に開催いたしました。

お手元に配付の本委員会報告書に記載の内容のうち、主な事項について報告をいたします。

本定例会へ上程された議案等ではありますが、委員会報告書に記載のとおりであります。また、議事日程についても各議席に配付のとおりであります。

一般質問ではありますが、議長に対し、5人の議員から5件の通告がありました。

発言の順序については通告順によるものとし、時間制限60分以内の一問一答方式で行います。

次に、議案等の取扱いでございますが、人事案件は2件あります。

議案第83号は、提案理由説明の後、質疑、討論を省略して、直ちに無記名投票により

採決いたします。

議案第84号は、提案理由説明の後、質疑、討論を省略して、簡易表決により採決いたします。

認定第1号から第7号は、令和4年度一般会計外各会計等の認定であります。いずれも関連があることから、一括して提案理由の説明が行われます。

本件につきましては、9人の委員による決算特別委員会を設置し、当委員会に審査を付託の上、閉会中の継続審査といたします。

なお、委員の選任については議長においてこれを指名いたします。

その他、議案等に関して、所定の方法によりそれぞれ審議を行います。

発議案は、本定例会へ3件上程されております。

発議案につきましては、関係する議員連盟による提案の発議案朗読の後、趣旨説明、質疑、討論を省略して、簡易表決により採決をいたします。

以上、議事運営に関する主な事項について、その概略を申し上げましたが、通告のありました一般質問並びに上程された議案等の件数及びその内容を勘案し、委員会において慎重なる協議を重ねました結果、本定例会の会期につきましては本日から7日までの2日間と決定いたしました。

つきましては、本定例会議事運営について、議員各位の特段なるご協力を賜りますよう、ここにお願いを申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

日程第3 会期の決定

○議長（落合俊雄君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から7日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から7日までの2日間と決定しました。

日程第4 諸般報告

○議長（落合俊雄君） 日程第4、諸般報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりであります。

次に、今議会までの議会関係・諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（落合俊雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。

本日、第3回浜中町議会定例会に議員全員のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

さきの議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

6月9日、浜中町内における交通事故死ゼロ継続期間が1500日を達成した功績がたたえられ、公益社団法人北海道交通安全推進委員会から表彰状が贈呈され、北海道釧路総合振興局の杉山誠一くらし・子育て担当部長より表彰状が伝達されました。

町では、今後も、各関係機関・団体などの協力をいただきながら、まちぐるみの交通安全運動を推進し、悲惨な交通事故を起こさない、遭わないを合言葉に交通事故の抑止に向けた取組を進めてまいります。

7月20日、地理的表示（GI）保護制度に浜中養殖ウニが登録され、登録証授与式が農林水産省で行われました。

浜中養殖ウニを地域ブランドとして確立するため、令和元年10月に浜中水産物振興協議会を設立し、地理的表示登録製品の申請を令和3年に行い、約5年の時間を要しましたが、第135号の登録となりました。

道産品の登録では、「夕張メロン」や「今金男しゃく」などに続き8件目で、釧路・根室管内では初めてとなります。地理的表示登録製品になることで全国的な知名度が向上することを期待しております。

また、7月28日に浜中養殖ウニGI登録報告会が役場で行われ、地理的表示登録製品に浜中養殖ウニが登録されたことを登録団体である浜中水産物振興協議会の上野会長をはじめ、委員の方が報告されました。

上野会長は、浜中養殖ウニを地元漁業者や関係者と協力し、今後は、さらに鮮度、品質を保持しながら持続可能な漁業と地域経済の発展に努めてまいりたいとお話しされ、その後、記念写真撮影を行いました。

次に、口頭でこの夏の気象状況について申し上げます。

今年の夏は、太平洋高気圧の張り出しが強まった影響で全国的に気温が平年より高くなりました。榊町アメダス観測所でも、平均気温が7月は平年より4.1度高い19度、8月は4.3度高い21.6度を観測し、最高気温25度以上の夏日も8月末までに26日、30度以上の真夏日も6日観測されております。これら気温、日数ともに、昭和52年に観測を開始して以来、最大の数値となっております。また、8月24日には熱中症警戒アラートが初めて発令されております。これらの影響により、8月末までに熱中症の疑いで6人の方が救急搬送されております。

近年、地球温暖化による気象変動が指摘され、今後も、夏期間の高温多湿の気象状況が懸念される場所でもあり、暑さに対する対策も必要になると感じております。

次に、口頭で農漁業の最近における生産状況について申し上げます。

最初に、農業の生産状況であります。

牧草の生育状況ですが、一番草は、積算気温、日照時間ともに平均値を上回り、順調に生育しました。生育ステージも早く進み、牧草収穫も平均よりも7日ほど早く始まり、好天に恵まれ、品質のよいサイレージが確保されたものと思われまます。

収量につきましては、平年の85%から90%程度で、やや少なめとなっております。

二番草の生育状況では、9月1日現在で、釧路農業改良普及センター、釧路東部支所によると、生育状況は平年よりも8日早く、収穫状況も平年より7日早く進んでいます。また、収量は平年よりも多く確保できる見込みであります。

生乳の生産状況につきましては、4月以降、各月とも前年度実績を下回る生産が続いており、8月末現在の生産量は、7月下旬から続いている猛暑の影響を受けたことも相まって、前年同期との比較で96.1%と低く、依然、管内平均を下回る状況で推移しております。

今後は、良質な粗飼料給与による生乳生産の増産を期待するところであります。

次に、漁業の生産状況であります。

7月5日に解禁となった成昆布漁は、8月末現在、浜中漁協17日、散布漁協19日の出漁で、例年並みの出漁日数となっております。生産量予想では、昆布の繁茂最盛期の出漁日数が多かったことから、44%増の1250トンが見込まれております。

また、8月31日に行われた値決め交渉の結果では、特長葉1等は前年対比1.9%増の20キログラム3万2400円、3等元が2.9%増で2万8600円、その他特長につきましては約2.9%増、加工用1等では3.3%増の2万5000円で決定されております。

次に、サケ定置網漁ですが、浜中漁協は8月6日に、散布漁協は8月2日に春サケ定置網漁が終了し、水揚げ量は対前年比12.3%増の65トン、漁獲高は3.7%増の2719万円となっております。

秋サケ定置網漁は、9月1日に陸網、9月3日に沖網の解禁となりました。

今年の北海道の秋サケ来遊数は、昨年実績比4%増の3483万尾と予想されております。その中で、浜中沿岸が含まれます襟裳以東東部は4割増と予想され、今後の安全操業と豊漁に期待しているところであります。

次に、ホッカイシマエビ漁ですが、浜中湾では令和元年度から禁漁としておりましたが、資源の回復が見られたことから、漁具の改良や漁期を早めることで今年から解禁となり、琵琶瀬湾でも例年どおり8月に操業が行われました。

このほか、花咲ガニ漁などの操業が行われ、9月11日からは、このたびのG I制度に登録された浜中養殖ウニの初出荷が予定されております。養殖カキの出荷と併せて、今後の水揚げに期待しているところであります。

また、ウニ種苗生産センターは5ミリ種苗を300万粒生産いたしますが、現在、飼育水槽に約600万粒が順調に成長しており、大きなもので10ミリになっているものもあるとのこと。漁業者への11月の引渡しに向け、飼育を行ってまいります。

次に、8月29日に霧多布港マイナス3.0メートル物揚場付近で発生いたしました赤潮についてであります。

29日に漁業者からの通報により霧多布港において海水の変化が見られたことから、浜中漁協職員と町水産課で採水し、厚岸町にあります釧路総合振興局釧路地区水産技術普及所に調査を依頼しました。

後日、赤潮プランクトンが確認されましたが、令和3年に発生いたしました赤潮プランクトン——カレニアセリフォルミスではなく、プロロセントラムのほか、3種の赤潮プランクトンで、細胞数は少数であることから、魚などへの影響は少ないとのことでした。

翌日の30日に町内漁港の状況を確認いたしましたが、海水の変化はありませんでした。

9月1日に霧多布港の赤潮発生場所を確認したところ、透明な海水に戻っていることを確認し、釧路地区水産技術普及所に報告し、赤潮が収束いたしました。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

さきの議会からの主なものについてご報告いたします。

6月19日から、茶内小学校を皮切りに、7月26日までの1か月間にわたり、昨年引き続き、町内の小・中・高校全ての教職員との教育長面談を実施いたしました。一人一人の教職員との話を交えて、改めて各学校の教育活動のすばらしさと学校現場での苦労を知る機会となりました。

職場での教職員の人間関係につきましては昨年よりも良好な印象を受けております。2学期に向けて、一層、チーム浜中の意識化を図るとともに、教職員のメンタルチェックを推進しているところであります。

22日、23日の2日間では、霧多布高校の第2学年がインターンシップを実施しまし

た。浜中町役場、保育所、美容院や自動車関連など、多岐にわたる事業所の協力をいただき、生徒たちは高校を卒業した後の進路について考える大変よい機会になりました。

28日には第1回浜中町部活動地域移行検討協議会が文化センターで開催されました。さらに、翌月の7月20日には、部活動の地域移行に関係した内容で、北海道スポーツ協会の熊耳氏の講師による浜中町生涯学習講演会が文化センター大ホールでおよそ50名の参加者を集めて開催されております。

7月8日には茶内中学校、浜中中学校で体育大会が、15日には霧多布中学校で校内陸上競技大会が開催され、生徒たちは日常の学習成果を発揮することができました。力を合わせ、全力を尽くすたくましさ、お互いの頑張りをたたえ合う姿が多くの場面で発揮されております。

18日には浜中町総合文化センター大ホールにて児童芸術鑑賞会がワイラジャパンによりアンデス民族音楽が、20日には、青少年芸術劇場が劇団さっぽろによって「いちご同盟」の劇が披露されました。芸術文化に関心を持った心豊かで健全な子どもの育成を図るとともに、地域の芸術文化活動の普及を目的に開催しております。

19日には、霧多布高校の各研修視察に関わり、松本町長への表敬訪問を行いました。

本年度の研修視察は、海外交流派遣では4年ぶりにオーストラリア・シドニーの現地に生徒2名を派遣、また、沖縄県への国内環境視察に7名、そして、愛知県を起点とした国内産業視察には5名を派遣しております。

なお、各種派遣事業の報告会は10月の浜中学の報告と併せて実施される予定になっております。

21日には、ライフオート札幌で第58回北海道市町村教育委員研修会が開催され、本町からは、教育長をはじめ、4名が参加しました。

研修会では、にじいろほっかいどうの真田氏が教育現場における多様な性の理解をテーマに講話したほか、フォーラムでは、洞爺湖町教育長と下川町教育長が事例を発表しました。道内の教育長、教育委員ら650人が参加し、教育行政の充実に向けて研さんを積みました。

26日から28日までの3日間、中学2年生2人と小学5年生9人で構成された浜中町少年少女派遣事業団が東京都などの首都圏で研修を実施してきました。

この体験の中では、浜中町では体験できない連日の暑さ、大きなビルや近代的なまち並み、大勢の人が行き交う混雑する中での活動など、多くの参加者にとっては初めての体験でした。ぜひ、将来の浜中町を担うリーダーとして成長してほしいと願っております。

27日には文科省が今年4月に実施しました全国学力・学習状況調査の結果の提供がありました。国語や算数、数学などの学力結果については、小学校では、この5年間の傾向として、新学習指導要領の目指す授業づくりの成果が着実に児童の学ぶ力となっております。ただ、中学校では、主体的に学ぶ力の軸となる思考力、判断力、表現力の育成や定着に多少苦戦しております。今後、一層の授業改善が求められます。

28日には第64回北海道学校給食研究大会が釧路市生涯学習センターで開催されました。浜中町教育委員会は、釧路管内学校給食事務担当自治体となっている関係で、教育長が大会委員として、そして、給食センター長が第1分科会提言者として、学校や地域と連携した食育推進と衛生管理の取組をテーマに提言発表し、大会に協力いたしました。

8月17日には高校で夏期休業後全体集会、そして、翌日には小・中学校で第2学期始業式が実施されております。

この夏期休業期間中は、児童生徒の事故もなく、落ち着いた長期休業期間を過ごされたと学校からの報告を受けております。

21日には、浜中漁業協同組合及び散布漁業協同組合から浜中町産海産物の普及啓発及び食育推進のため、保育所及び小・中・高等学校の給食と特別養護老人ホームの食事用として浜中町産海産物の寄贈を受けました。今年で9年目となります。

浜中漁協様からは、昆布40キログラム、ボイルホッキガイ20キログラム、アキアジフィレ50枚、散布漁協様からは、昆布40キログラム、タラ60キログラムを寄贈していただきました。提供していただきました海産物を給食や食事に提供し、地元のおいしい食材を伝えていきたいと思っております。

なお、行政報告には記載されておりませんが、6月10日午前1時15分に前浜中町教育委員会教育長職務代理者の栗本英彌殿がご逝去されました。享年80歳となります。

生前の栗本氏は、各分野で、釧路管内だけではなく、北海道、全国区で活躍され、まさに浜中町の誉れでありました。本当に早い別れが惜しまれます。

告別式では教育長職務代理者の天間館委員が弔辞を読まれ、数々の栗本氏をしのぶ思い出は多くの参会者の涙を誘いました。

ここに改めて故栗本殿のご冥福をお祈りいたします。

以上、教育行政報告といたします。

○議長（落合俊雄君） これで行政報告を終わります。

日程第6 発議案第1号 浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第6、発議案第1号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（内村和樹君） 発議案第1号浜中町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月6日提出、浜中町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員、三上浅雄、川村義春、成田良雄、田甫哲朗、渡部貴士。

浜中町議会会議規則の一部を改正する規則、浜中町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補

助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員が」を「前項の規定に係わらず、議員が」に、「、日数を定めて」を「、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印しなければならない。」を「及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければならない。」に改める。

付則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業 施策の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（落合俊雄君） 日程第7、発議案第2号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長（内村和樹君） 発議案第2号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月6日、浜中町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員、成田良雄、田甫哲朗、三膳時子、渡邊秀治。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める

意見書。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、有料種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの有料種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3 森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月6日、浜中町議会議長落合俊雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出 について

○議長(落合俊雄君) 日程第8、発議案第3号を議題とします。

職員に発議案を朗読させます。

○議事係長(内村和樹君) 発議案第3号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について、上記議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月6日、浜中町議会議長落合俊雄様。

提出者、浜中町議会議員、川村義春、三上浅雄、三膳時子、渡邊秀治、谷村敦。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する

中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3 高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4 橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8 日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9 堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月6日、浜中町議会議長落合俊雄。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上です。

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は、趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから発議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第9 一般質問

○議長（落合俊雄君） 日程第9、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 通告に従いまして、質問したいと思います。

大きなテーマとしては、まちづくり指針の継続はということでの質問形式になっておりますが、継続をという思いで質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長は、これまで、地域を支える地場産業の振興、災害に強いまちづくり、若い世代への子育て支援の充実を柱にまちづくりを進めてこられました。今期をもって退任されることから、町長のお考えを聞ける最後の議会でもあり、主な施策を振り返るとともに、積み残した課題などを伺い、今後のまちづくりに生かせればと思っております。

まず、災害に強いまちづくりについては、6月議会での答弁のとおり、3.11の東日本大震災が転換点となり、津波防災に大きなウエートを置くことになったものと思います。すなわち、町民の命を守ることを最優先に考えた施策の判断があったものと考えておりま

す。

防災事業を振り返る上で、新庁舎の移転、改築は、事業規模やインパクトからも大きな事業であったと思っております。賛否両論があった中、最終的には全員賛成で議決いたしました。今、私は、そのときの当事者として、あのときの判断の評価は後世の方々に委ねるしかないものと考えております。

緊防債という有利な起債を活用できる期間も限られる中ではありましたが、まちの提案への賛否だけが先走り、まちづくりの視点での議論が深まらなかったことを残念に思っております。

この大きな事業を成し遂げた町長としての今の思いを伺っておきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（松本博君） 平成23年発生の東日本大震災は、私の防災に対する考え方を大きく転換させる教訓となりました。

これまでの防災対策では防ぐことが難しい想定外の災害が予想され、いつ大津波に襲われるかもしれないことを念頭に置き、危機管理体制を確立して、被害をいかに最小限に食い止めるかを考えたとき、庁舎移転改築事業がございました。

旧庁舎は、耐震性に課題があったほか、津波浸水域に位置していたことから、災害対策の拠点としての機能維持に懸念があり、防災機能を備えた新庁舎の建設が最終的に高台移転となりました。

移転に当たっては様々な意見、議論がございましたが、防災、減災の視点から人命が失われないことを最優先に考えた場合、災害対策機能を備える津波避難道路、避難所が整備された新庁舎は私が町長就任時に掲げた災害に強く町民に寄り添ったまちづくりの政策を実現したものであります。

私としては、防災に関しては、国の補助金、かさ上げ事業も今年度から始まったばかりで、ハード事業はもとより、ソフト事業に関しても取り組むべき課題がたくさんあるとの認識がございますので、今後とも継続した取組を期待するところであります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 霧多布地区については、この新庁舎が避難場所となり、ゆうゆもあります。その地区以外の避難施設等については、関係町村の連携した要請活動やそれを後押しする釧路地方議連の要望活動もあって、国、道の財政支援が決まり、数年後にはハード面の対策が完了するものと考えます。

整備事業費の町負担は、新聞報道によりますと10%以下になるという報道がございました。

改めて伺いますが、避難タワー等の建設に係る財源内訳、及び、今般、資材価格が高騰したり、人件費が上昇したりする中での町のおおよその負担額は総額でどれくらいになるのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

霧多布地区以外の津波避難施設の整備につきましては、千島海溝特措法による津波避難対策緊急事業計画の補助事業というものとそれ以外の補助対象外の事業がございます。

補助事業につきましては、今年3月31日付で内閣総理大臣の同意を得ている内容で説明いたしますと、令和9年度までの事業期間におきまして、丸山散布の津波避難高台の造成、新川東地区の霧多布高校避難施設の整備、琵琶瀬・仲の浜・新川西・暮帰別地区の津波避難タワーの整備ということで、事業総額といたしましては18億1910万円となっております。

次に、それ以外の補助対象の事業といたしましては、暮帰別地区の津波救命艇の整備があります。これにつきましては、現予算額のベースで申しますと、事業費が1815万3000円となっております。

財源内訳につきましては、補助事業総額の3分の2の12億1270万円が国庫補助、残りの6億640万円の90%の5億4570万円が公共事業等債を充てることになってございます。

次に、津波救命艇につきましては、予算額の100%を緊急防災減災事業債という起債を充てることにしております。

次に、町の負担額についてです。

議員がおっしゃいますとおり、北海道に対して財政的支援を要望してまいりまして、その結果、公共事業等債について、交付税措置がされておりますけれども、交付税措置以外の町費負担分、具体的には起債額の50%の2分の1を道が負担していただけることとなっております。そして、起債対象外について、先ほど90%が起債対象であると申し上げましたが、残りの10%に関し、道に3分の2の財政支援をしていただけることとなっております。

これによりまして、この補助事業につきましては、ざっくり言いますと、全体の3分の2の66.7%が国費負担、15%が交付税の措置がされ、9.7%が道の補助金、残りの8.6%が実質の町負担となります。

そのため、補助事業総額のうち、12億1270万円が国庫補助、2億7285万円が交付税措置、1億7688万円が道費補助で、残りの1億5667万円が町費負担となると考えてございます。

次に、救命艇についてですが、全額が緊防債ということであり、7割の交付税措置があるということで、残りの3割の544万円が実質町費負担になると考えてございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今後、順次、整備されていく避難施設であります。

次に、救命艇を含めた避難タワー等の施設が完成した後のことです。

四国では、ふだん、柵に施錠しているという状況もございました。多分、万が一の事故等の防止の観点から、ふだんは施錠され、管理するものと思うのですけれども、本町の場合

合はどのように対応するのか、あるいは、施錠するとしたら、有事の際の開錠方法等はどうか考えておられるのかをお聞きします。

あわせて、これら施設の今後の維持管理費の推計といたしますか、多分、避難タワー等について耐用年数はないというような認識でいるのですけれども、今後の維持管理費の推計がもしあれば示していただきたいと思えます。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

まず、避難施設の施錠管理の関係でございます。

施錠につきましては、防犯上必要となる一方、緊急避難場所となりますので、即座に避難可能となる、避難していただけるようにすることも必要となると考えてございます。

現在発注の津波救命艇についてですが、設置場所は霧多布クリーンセンターの敷地内としており、常時、敷地内には当然入れるようにしていきたいと考えております。また、救命艇の入り口のところに地震開錠ボックスを設置します。この開錠ボックスは震度5弱以上で開くのですが、そこから鍵を取り出し、その鍵でもって入室していただくことを考えてございます。

津波避難タワーの関係については今後検討するとしておりますけれども、その内容について、まず、室内避難場所の入り口と1階部分といいますか、階段の上り口の2か所の施錠の管理があるのかなと思っております。

ほかの市町村の事例では、開錠ボックスを設置するほか、ドアノブにカバーをしておき、非常時にはそれを外して開けるというようにしております。あるいは、ケイ酸カルシウム製の破壊可能なドアといいますか、たたいてドアを壊して入室するもの、または、お金はかかりますけれども、自動の開錠装置をつけているところもあるということでもあります。

それから、これは道外の施設でありますけれども、地域に親しんでもらう、タワーに親しんでもらうということで、あえて施錠していない施設もございました。管理上、ちょっと問題があるのかなと思いましたがけれども、そういう事例もあるということです。

現在、基本設計の段階でありますけれども、緊急時の施錠の関係については、第一に避難対応を優先する管理にしたいと考えてございます。

次に、避難施設の維持管理費の推計の関係です。

津波避難タワーにつきましては、現在、基本設計を行っておりますので、その中で、建物の構造、設備によって維持管理の項目なりコスト、金額が変わってきますので、現時点では具体的な推計はしてございません。

現在行っている基本設計の中でライフサイクルコストというものがございまして、これは、つくられてから役割を終えるまでの費用をトータルで捉え、比較、検討を行うことにしておりますので、基本設計を行っております段階で維持管理費も含んだ推計、検討が行われるものと考えてございます。

次に、救命艇の関係についてですが、30年以上の使用を見込んでおります。そのため、

こちらの維持管理につきましては、電池、非常食、あるいは、使用期限のある備蓄品、消耗品の定期的な交換が必要になってきてまして、年間にいたしますと10万円から20万円くらいの負担が発生するのかなと考えてございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） まず、避難タワーについては、今後、施錠するののかしないのかということも含めて検討するというお話でありました。

取り越し苦労かもしれませんが、一つ心配するのは開錠ボックスのことで、霧多布高校にもあります。津波避難艇の入り口の鍵をボックスの中に入れておくということですが、何個ですか。

というのは、当然、緊急時、住民の方も焦る中で、開錠ボックスから救命艇までどれくらいの距離があるのかは分からないのですけれども、万が一、真っ先に行った方が落としてしまったとします。冬期間であれば、それが雪に埋もれてしまう可能性もあります。そういうことを考えれば、最低2個は必要で、1個を落としてもすぐ対応できるような対応も必要なのかなと考えておりますので、ぜひ検討して見ていただきたいと思います。

これらハード対策の完了をもって、津波防災に関しては一区切りつくものかなと考えますが、津波災害から町民の命を守るためのハード以外の今後の取組についてのお考えがあれば伺っておきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） お答えいたします。

先ほどの鍵の関係につきましては、議員がおっしゃることも含め、今後、検討していきたいと思います。

次に、今後の取組の関係です。

施設整備につきましては、現在の事業計画を確実に実施していくこととなりますけれども、今後は、ハード事業とともに、避難に特化したソフト事業の施策が防災としては非常に重要なのかなと考えてございます。

最大クラスの地震、津波のモデルによりますと、地震発生から二十数分で津波が到達するというところでございますので、まずは、住民の皆さんへの早期避難に対する啓蒙活動、あるいは、防災教育、避難行動要支援者への対応、避難訓練、避難所の整備、日常の備えを含め、対応が必要と考えてございます。

また、北海道が出しました被害想定によりますと、町内では最大で津波避難対象者の9割が犠牲になるとされております。これはタワーのない現時点のものということでありまして、それまでについてはほぼ全滅ということでありまして。

なお、この被害想定の数値は一定の条件の下で設定しているものでございます。例えば、すぐに避難する人が20%しかおらず、残りの80%は逃げ遅れるという想定になっているということもあります。とはいえ、まずは、北海道の被害想定分析、その対策を今後は検討していかなければならないのかなと思っておりますが、その中でどのような対

策が必要か、例えば、新たに救命艇が必要になるのか、ほかの対策が必要になってくるのかというようなことも含め、今後、取組が必要になってくると思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） たしか、今晚、NHKかどこかで浜中町がバーチャルを取り入れた対策をやっているというものが放送されると思いますけれども、CGを使った映像を対象住民の方々のどれくらいの方が視聴されているのか、その統計が出ているのであれば簡潔にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石塚豊君） VRの動画を昨年度に作成いたしました。それを体験された人数は把握しておりませんが、今年度に入りまして、ある地区の老人クラブの集まりがあって、そこで映像を見ていただいたということはございますし、先週に行われました茶内中学校の一日防災学校でもこのVR動画を見ていただいております。

VR動画なので、VR動画専用のゴーグルをつけていただくと、よりリアルな津波体験といえますか、津波の恐ろしさを感じられる映像を視聴できるわけですが、ゴーグルも数がございませんので、平面のモニターといえますか、スクリーンで見ていただくということになります。それでも、浜中町内の実際に見ている風景の中で津波の襲ってくる様子が体験できるということで、効果はあると思っておりますので、今後、もう少し情報発信をしながら利活用を図っていきたくと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 国の事業として、防潮堤かさ上げ工事が実施されました。これを機に底地、民有地の買取りが進められました。

これは、多分、長年先送りされてきた課題解決の取組であると私は理解しておりますが、これまでに取得した面積と金額及び残る底地の面積と今後の買取り計画を簡潔に答弁していただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

防潮堤底地は、令和元年、2年度に買収を行い、令和元年度に4筆、520平米、金額は115万6012円、2年度に11筆、3979平米、金額は791万7362円、買収が完了いたしましたのは15筆、4499平米、金額は907万3374円となっております。

今年度の購入予定は、10筆、1098.39平米、金額は307万6097円となっております。

今後の買収は、16筆、6271.61平米が残っておりまして、財源は一般財源でありますので、買収に同意していただける所有者の方から計画的に行っていきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） また、長年まちの懸案事項であったものを解決するために診療所体制が刷新されました。医師の確保など、事務方の努力も大きかったものと思いますけれども、最後は町長の決断であったと考えております。

受診された方々からは、先生も看護師さんも皆さん優しく親切でとてもいいよという声も聞こえてまいります。ただ、こういう声は私も含めた高齢者の方からなのです。残念ながら、まだ利用されていない若い方々もおりまして、そういうことを考えますとこれからかなという思いもあります。

私も月1回行くのですけれども、外来で待たれる方の数を見ましても間違いなく受診される方が増えているなどというのは感じています。そこで、外来患者数の推移など、現在の診療所の状況を説明していただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（中山正教君） ご質問にお答えいたします。

議員が聞いている受診患者の声は私の耳にも届いております、診療所が掲げる基本方針、医療を通じての住民健康支援に沿ったものであり、大変喜ばしく思っております。

毎朝、一日の業務確認のために行っている診療開始前のミーティングや月齢の診療所業務全体会議と看護師によるカンファレンスなどが患者家族への接し方につながっていると思われまして、今後も職員同士の情報共有や連携に努めてまいります。

さて、まず、外来の患者数の推移について申し上げます。

令和4年度の延べ人数は1万472人、令和3年度の延べ人数が9380人で、1092人の増となっております。

延べ人数ではなく、実際に訪れた人の数で申し上げますと、令和4年度の実人数が1651人、令和3年度の実人数が1426人、225人の増となっております。

次に、年度の途中ですが、令和5年8月末現在の前年対比を申し上げます。

外来延べ人数は前年対比249人の増、実人数は前年対比68人の増となっており、現段階では、前年度よりさらに患者数が伸びている状況となっております。

外来の受診患者数は所長が着任した令和3年度から増やしておりまして、ちなみに、外来延べ人数が1万人を超えたのは茶内診療所閉所後の平成29年度、30年度で4年ぶりとなっております。

コロナ禍で管内医療機関では外来患者の減少が深刻化している中で、浜中診療所はよい結果となっておりますが、今後も町民に信頼される診療所を目指して最善を尽くしてまいります。

なお、外来と入院患者のさらに遡った推移につきましては、診療所に資料がございますので、お声がけをいただければ提出させていただきます。

最後に、診療所の現状について申し上げます。

病棟及び外来の状況につきましては例年どおり推移していると認識しておりますが、6月に新たに医師を迎えまして2名体制で診療に当たっており、早速、その効果が現れてい

ることを報告させていただきます。

6月に予定していた学校、保育所の児童健康診断では、一部、新型コロナウイルスの影響により、余儀なく日程変更になったのですが、その際も、他の医療機関に頼ることなく、診療所で対処できたこと、また、医師1名が体調不良の際にももう一名の医師が診療に当たり、外来を休診にすることなく診療が行えたといった実績を積み上げております。

他の医療機関から医師派遣をお願いする際には数か月前から日程を調整しなければならず、緊急調整にはほぼ対応していただけないのが現状ですが、現在の診療所医師2名体制は町にとっても町民にとっても非常に大きな安心につながっていると判断しております。

そして、医師が増えたことによる新たな事業の展開につきましても、町の保健課や健康福祉課と連携を図ることを考えており、まだお話しできる状況ではございませんが、今後、情報発信を積極的に行ってまいりますので、しばしお時間をいただきたく、ご理解をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 私も受診してみて、先生方の対応も大変親切でいいなと思っております。また、今度は2名という体制になったということでした。この2名の方は、もともと、外科の医師であったということもあるので、例えば、けがをしたとき、子どもがやけどをしたとき、程度にもよりますけれども、軽度のものであれば診療を断ることなく診ていただきたいなと思いますので、さらなる今後の医療サービスの提供に努めていただきたいと思います。

次に、地場産業の振興についてですが、新型コロナをはじめ、ウクライナ情勢や赤潮発生など、外的な要因により本当に大変厳しい状況が続いております。そんな中ですが、従前からの補助交付金事業の継続を軸に、種苗センターの建設など、その都度、必要な対策に取り組まれてきたものと考えております。

今後この方向性が継続されるものと考えますし、各産業団体が計画し、実施する事業への支援が基本であるというお考えかと思っておりますけれども、時には行政が提案する事業への協力を求めることも必要なのだろうと考えております。そんなさなか、ようやく動き出そうとしているバイオガスプラント事業がございます。

これはゼロカーボンシティ宣言をした本町として大変重要な事業になると私は思っておりますので、まず、現在の進捗状況を伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 住民環境課長。

○住民環境課長（山平歳樹君） バイオマス事業の状況について、経過も含めてお答えをさせていただきます。

6月27日、28日に西興部村、興部町、湧別町の視察を住民環境課、農林課、浜中町農業協同組合の職員で行っております。

7月20日には、浜中町バイオガスプラント事業参加意向アンケートを実施していますが、2割程度の回収率にとどまっており、現在、電話による確認作業を行っている状況で

ありまして、この結果に基づいて事業規模を決め、運営収支等の再計算を行う予定となっております。

8月3日、4日には、バイオマス産業都市構想、令和3年度に行ったバイオマス利用可能性調査結果について改めて説明会を行っております。

今後の予定としましては、個別説明を希望する方への対応、消化液に関する勉強会の開催、北電へのノンファーム接続の申込みを予定しているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 当初に計画したときと違って、今、農業行政というのは大変厳しい状況にある中で、かなり丁寧な説明、あるいは、メリット等も含めた説明がなされないところに参入するよという農家はなかなか出てこないかなという懸念があります。ただ、これは大きな事業にもなりますし、業務量からも考えまして、一環境政策係だけで対応しているのかなという懸念がございます。

そもそも、この事業は、企画が計画し、政策内容から現在の係に行っているのですけれども、やはり、農家を含め、農協から理解を得て、協力を取り付けなければ進みません。

現在、アンケートを行い、その回収率が低かったため、今後、回収に努めるという答弁でありましたけれども、今後も一係でこの事業を進めていくという考えなのか、これは課長には答弁できないかと思うのですけれども、やはり、事業量やその規模から考えても庁舎内である程度連携したチームづくりが、ある程度軌道に乗るまで、それこそ、ここを運営する会社が設立されるまでは庁舎内で一体的に取り組むべき事業であろうと私は考えます。

この場で答えるとしたらどなたなのかは分かりませんが、今後の向かい方についてはいかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（松本博君） 今回、このご質問が出て、先ほど報告してはいますが、6月27日、28日の視察には、住民環境課は当然として、農林課、さらには、農業協同組合の職員で行いました。そういう意味でいくと、決して一つの係、課でやるということにはならないと思っておりますし、農協でいきますと、個々の農家ではなく、第1地区なら第1地区、第3地区なら第3地区ということも含め、将来的にはなってくると思います。

今やっているのはアンケート調査です。確かに、何年か前の最初のとくと今では、経営状況を含め、酪農のほうが厳しいところもありますから、落ちるかも分かりませんが、しっかりとアンケート調査をして、進めるに当たっては、その団体、そして、うちの機関も含めて、足りないようであれば補強なり強化なり連携なりをしていくということが必要になってくると思っておりますし、そういう体制で臨みたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） これ以上は何いせんけれども、私が農協の担当の方からお話を聞いた中では、これはなかなか厳しいなという実感を持ちました。

これは、前回もお話ししましたが、農業施策だけではないのですよ。大きな将来のビジョン、要は、最終的には電気というエネルギーの地産地消を基にゼロカーボンに近づける大きな事業であります。そのビジョンをしっかりと持って取り組んでいただきたいなと思います。これについての答弁は要りません。

もう一つ、新たに町が独自に始めた事業として後継者就業交付金事業がございます。これは大変注目されている事業で、他の自治体からも視察に来られているのかなと思っております。

実施から7年ほどが経過すると思っておりますけれども、まず、現在までの産業別の実績をお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） まず、私から農業後継者についてお答えします。

実績についてですが、平成29年度に制度化してからの交付対象者は令和4年度までは12名で、交付総額は1930万円です。また、今年度は、新規の後継者6名から交付申請が上がっており、予算に不足が生じたため、この後、補正予算で審議していただきますが、当初予算で新規分は1名のみで計上でしたので、不足分5名の300万円を計上し、令和5年度の交付額は480万円となります。

よって、ご質問にありました7年間の実績となりますと、今年度分を含めて合計18名に対し2410万円を交付していることとなります。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 漁業後継者就業交付金事業についてお答えいたします。

実績についてですが、平成29年度から令和3年度までで、令和4年度は対象者はおりませんでした。交付実績は、合計で34名、交付金交付額は5450万円となっております。

今年度は2名となっておりますので、合計で36名となっております。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは、商工業における本制度のこれまでの実績についてお答えいたします。

まず、平成29年度は就業者が2名、令和2年度は就業者が2名のこれまで延べ4名の実績となっており、交付金の総額は720万円となっております。

なお、現在、支援を受けている対象者はありません。

また、今年度も新たな新規後継者としてのお話は今のところは受けていないといった状況です。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 農業については、今年度、一気に5名ということで、びっくりしております。

ただ、この事業は、多分、波があると思うのですよ。子どもたちの年齢等にもよって波

があるのだらうと思うのですけれども、家業の継承といいますか、そうした方だけに特化しているといずれ利用者がいなくなってしまうというような状況になる、要は、どこかで限度が来るのではないのかなという心配があります。そのため、家業を継承するという観点ではなく、産業の後継者としての視点から、今後、交付要件の緩和、あるいは、別な制度の創出を考えていただければと思います。

今、農業においては、研修者の受入れなど、いろいろな事業をやっておりますけれども、ほかの業種についてはなかなか難しいものになっており、この事業のバージョンアップの検討が必要ではないのかなと思いますので、その点についてのお考えをお伺いします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（松本博君） この事業は、浜中町独自の事業としてスタートしました。

最初、議論で出たのが新規就農者ということで、農業のほうで今新しく外部から入ってきた人たちが3割になったわけですが、その人たちのための事業として国が進めてきたものだったのです。しかし、その後、議会から質問が出されたのは、新規で入ってくる人たちはいいよということでした。国も支援していますし、プラスして、町も支援するということがスタートし、今のような状況になっていきますけれども、うちのまちの後継者にだってしっかり支援したらどうかと言って始まったのがこの制度なのです。そのとき、どこかなるかと思っていたのですけれども、漁業が、さらには組合も乗ってくれ、証明してくれて、今日に至っています。さらに、農業でも使い始めています。

確かに、漁業の新規就農ということでの国の制度事業はありませんけれども、うちの制度がそんなに厳しい部分でスタートしていませんから、まず、これをしっかりと行いたいと思っておりますし、国でもしやるとすれば、支援も含め、要望していきたいと思っております。ただ、まずは議会の皆さんたちで決めてもらったこの制度をしっかりと続けていきたいということです。

新規の分については別な対応と言ったらおかしいですけれども、別な要望もあるのかも分かりませんが、特に漁業でもしあるとすれば、一部、漁業でもあるのではないかとはい思っていますけれども、そういうふうに使っていきたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 次に、子育て支援の充実について伺います。

支援施策として、茶内保育所の改築をはじめ、各保育所の施設改修が進められております。また、18歳までの子ども医療費の無償化や、以前、子どもたちの食の支援を実施したいと会話の中で町長がおっしゃっていたとおり、他の自治体でもそう例がない僻地保育所から高校までの給食の提供と無料化を実施されました。そういった意味では、経済的支援の充実がうちのまちでは本当に充実しているなど私は考えております。

現在、3期目の子育て支援計画を策定中であります。もちろん、経済的支援につきましては感謝しているでしょうし、大変喜んでおられますけれども、第2期計画の中で最も多いニーズは子育て環境の充実なのであります。

昨年の9月議会でのこういったニーズに応えるためにもMO-TTOかぜての後援をすべきではという私の一般質問に対し、町長は、日の当たる施設になるよう、関係職員との協議を始めたいと答弁されておりました。

約1年がたちますけれども、まず、庁舎内での協議の状況をお伺いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（松本博君） 令和4年度の9月議会でこの質問が出まして、ぜひ調査をさせてもらいたいということも含め、私から答えました。ただ、言い訳ではないのですけれども、結論から言いますと進んでいません。申し訳ありませんけれども、進んでいないと思っています。

今まではいろいろなソフト事業での支援はさせていただいたのですけれども、建物ができた歴史、経過というものもありまして、9月議会以降、そのことができていないのは事実であります。また、若い世代の方々の声も聞くのだとそのときに答弁したと思うのですけれども、その声もまだ聞いていません。このことについては大変申し訳なく思っております。

今後、新たな町長が来ます。そのときの引継ぎと言ったら怒られますが、議会の皆さんに約束していますし、しっかりと調査し、原課の話も聞いて進めていきたいということをお願いしようと思っています。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 苦しい答弁ですね。正直がっかりしております。これにつきましては、必要性やまちの考えも含め、どこかの機会で改めてただすときが来るのかなと思えますけれども、1点だけここで申しておきたいのは、企画から必要なものも含め、すべからず町長が指示してやるものでは決してないということです。行政マンの皆様が行政マンとして、今、うちのまちに何が必要なのだということをそれぞれの課で真剣に考え、その判断を仰ぐのが町長としての仕事であるのだろうと思っています。

いつやるとは申しませんが、これは何としてもやりたい、実現させたいなと私は思っておりますので、再度、この場で質問させていただきたいと思いますが、今回、これ以上はここで申しません。

第6期浜中町まちづくり総合計画の期限は令和11年度であります。町長が替われ、まちづくりへのアプローチなり手法が変わったとしても、その総合計画に示されている指針や方向性が大きく変わることはないものであると私は思っております。また、そうあるべきであろうと考えております。

先ほど町長から若い人との協議の場も持てなかったとありましたが、そんな中でありますとも、多くの若い世代の方が町長室を訪れ、町長とじかに話されたと伺っております。私が聞いている範囲では一様に好印象を持ち、充実感を持ったと聞いております。町長にとってもそのときは有意義な時間であったのではなかったかなと推察いたします。今さらですけれども、そうした機会をもっとたくさんつくっていただきたかったなという思いが

ありまして、これも残念だったことかなと思っております。

松本町長は、職員時代を含め、助役、副町長、職務代理者、そして町長として、長い間、浜中町のまちづくりを担ってこられました。いろいろなことがあったものと思いますが、今、次の世代にバトンをつなぐに当たり、町民に対してのメッセージ等があればお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（松本博君） 今、町長の期間を振り返りますと、私としては本当に多くの反省を残して今日まで来たのかなと思っております。その反省には、できなかったこと、そして、十分に話をできなかったということがあります。

私は、昭和47年に役場に入り、採用されましたので、52年間いたことになるのです。この間、私もこの地域で生活してきましたが、自治会の皆さんとの交流、また、職員との交流も含め、いろいろなことで皆さん方とお付き合いさせていただき、今日まで来ました。

町長として3期12年になりますけれども、この間、私自身が浜中町のまちづくりに関して常に念頭に置いていたのは、何といても基幹産業である農業と漁業の二つの1次産業をしっかり守り続けることで、これが私の強い信念でありました。

これは、職員時代の多くを農業関係に関わらせていただいたという影響もあるのかもしれませんが、それで農業も漁業も大事だと言っていますけれども、それを支えているというのは湿原、それから、浜中町の林業であり、それが環境や水産活動につながっているのだと思っています。

私が今町民の皆さんにお伝えすることがあるとすれば、何があっても皆さんが一丸となってこれから先もずっと基幹産業をしっかり守ってもらいたい、守り抜いてもらいたいということです。

ご存じのように、1次産業を取り巻く環境は、後継者や担い手の問題、さらには、物価や燃料の高騰などの影響で、現状、確かに厳しい状況下にあります。しかし、浜中町は日本の食料供給基地として必ず生き残らなければならないと私は思っています。そうでないと日本自体がおかしくなってくるのだと思っていますし、そういう責務を持っているまちだと思っていますところであります。

何が何でも手を取り合って守り続けていってもらいたい、そして、二つの1次産業が浜中町を発展させていく、それに導く貴重な宝なのだ、その気持ちを皆さんも胸に抱き続けてもらいたい、そんな気持ちでいるところであります。

任期はもう少しでありますけれども、私自身、皆さんに力強く支えられて、微力ながら浜中町のためにお仕事をさせていただきました。この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

誰もがふるさと浜中へ深い愛情を注ぎ、そして、自信を持ってこのまちで生涯を終えられるよう、浜中町のまちづくりをますます前進させていただきたいと思っています。そう

心から強く願っています。

○議長（落合俊雄君） 以上で田甫哲朗議員の一般質問は終了いたしました。

次に、3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 通告に従いまして、ご質問させていただきます。

浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会についてご質問いたします。

まず、この適正規模、適正配置に関しての経緯ですが、文部科学省では、これまで、学級数の標準化や統合などによって、学校規模、配置の適正化を図ってきたという背景があります。しかし、地域コミュニティの衰退による社会性育成機能の低下や少子化が中長期的に継続しているといった現状がございます。かつては、三世同居や地域との関わりの中で子どもが育ってきた、その中で社会性が育まれてきたわけですが、現在はそれが変化し、多様化してきたという現状があると思っています。これによって、学校の小規模化に伴う教育上の課題が顕在化してきたということです。

こういった背景から、文部科学省によって、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が平成27年1月27日の通知で発出されております。

浜中町においても少子化や人口減少が進んでおりますことは目に見えており、地域の実情に応じた学校づくりの方策を検討、実施していくことが求められていると思います。こういった中、本町においても学校適正規模・適正配置検討委員会が発足され、今年4月の町内配布で浜中町の検討委員の一般公募が行われておりました。

そこでまず、本委員会の構成委員と人数、また、一般公募に対しての応募人数、採用者の選考理由に関してご質問いたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） それでは、お答えいたします。

まず、浜中町学校適正規模・適正配置検討委員会の構成メンバーについてです。

設置条例があり、その第3条第2項によりまして、まず、学識経験者、そして、学校運営協議会からの地域代表者、同じく保護者の代表者、各種団体等の代表者、議員が言われました公募による者となっております。

人数は第3条に基づきまして15人以内という位置づけにさせていただいておりまして、学識経験者は3名、そして、学校運営協議会が4地区にありますので、そちらから地域代表者4名と保護者4名、それから、各種団体の代表が3名、一般公募による者が1名となっております。

次に、一般公募に対する応募人数等ですが、今回、議員が言われるとおり、4月15日に自治会配布し、募集させていただきました。期間は4月20日から5月22日までの約1か月間でしたが、このたびの公募につきましては応募者がいなかったというような状況であります。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） まず、本委員会の構成メンバーについては承知いたしました。

また、この委員会のメンバーの内訳もお聞きしましたが、適した方ということで、学識者の方、また、現場でご経験を積まれていらっしゃる方に委員として作業をしていただいたのだと思います。さらに、コミスクや保護者の方も参加して下さっているということで、様々なお立場からいろいろなご意見をいただけるのではないかと安心しております。

ただ、近年、他町村でも、こういった検討委員会や協議会の発足の際、男女や年代のバランスなどを考慮しながら委員を選出しているという流れとなっております。男女比や年代の割合を固定化することが目的では決してないのですけれども、やはり、幅広い意見を取り入れるということであれば、偏らない配分が望ましいのではないかと考えております。

また、検討委員への一般応募がなかったという結果に関してはとても残念に感じております。しかし、この結果というのは町民の皆さんの主体性のみが原因ではないのではないかと私は考えておまして、例えば、今回の一般委員に関する公募方法や周知にまだ改善の余地があるのではないかと考えております。

今回の公募では、これからの浜中町の教育についてというタイトルで1200字の作文を提出することが応募できる条件となっております。こういったものの提出によって、その方の意欲や今後定期的に行われる委員会への出席をきちんと見込むことができるといういい側面ももちろんあると思います。ただ、一般の町民の方、例えば、今まさに子育てをしている方やお仕事をされている方が応募しようと思うまでには高いハードルとなっているのではないかと感じました。

一般の町民の方が正式な場で声を上げることができるというのは本当に重要な場であると考えておまして、行政の皆さんとしても間口や受入れの拡大の姿勢を持っていただきたいなと思っております。

また、それぞれの町民の方が今置かれているそれぞれのライフスタイルの中で上げてくださる声というのがまさに生の声なのではないかなと思いますので、その意見が入ることによって検討委員会も活発な議論になることは予測されると思います。そのため、今回、公募委員を増やすという方法ではなくとも、例えば、傍聴を可能にする、コミスクと連携して相互に発信し合うという手だてを取ることができないかとも考えております。

そこで、今回の公募方法が適切だったか、また、一般委員の公募方法、委員会の発足に関し、ほかの町村事例などを参考にしたか、さらには、公募がないことを受け、再公募の対応などを検討していらっしゃるか、その2点について再質問させていただきます。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、今回の公募についてですが、議員が言われたとおり、作文を書いていただくということが選考の基本的な条件になります。これにつきましては、一般公募要領というものを作成しておまして、どのように公募するか、応募が来た際、どう選考していくのかというようなことを定めております。

そして、選考するに当たっては、その方が今後の学校の在り方についてどういう思いがあるのか、自分が置かれている立場などを書いていただき、それを評価していきたいと考

えておりましたので、今回、作文の提出を前提とした公募とさせていただきます。

それから、二つ目の他町村の事例ということにも関わってくるのですが、四、五市町村の事例を参考にさせていただいておまして、作文の提出はどこの町村でもありましたので、作文を提出してもらい、それを審査するというところで取り進めさせていただきました。

また、三つ目の再公募の募集についてです。

当初計画していたものでは応募の締切りが5月22日としておりました。その後、選考し、その方を6月の教育委員会定例会に諮って、委員としての委嘱の審議をいただくというような段取りがあるものですから、どうしても再公募をする時間がなかったということについて、ご理解をお願いしたいと思います。

このように進めたかったということで、再公募につきましては定例会に間に合わないという判断だったということです。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 公募方法について他町村の事例も参考にさせていただいたということでした。ただ、今回のように、公募という方法で成果が出なかった際、そこで町民の皆さんからの意見を集約、吸収できる場を止めてしまうのではなく、一般の意見を吸い上げる姿勢を持ち、何かほかの手だてについても検討していただければと思います。

今ご答弁をいただいたことでもう一つ質問します。

他町村で同じように公募したとき、その際は応募者がいらっしまったのかどうかという点について、もしご存じでしたら教えていただきたいと思います。また、公募方法が適切だったかという点については、町村の事例を参考にしたので、それにのっとって適切と判断したという理解でよろしいのかについてもご答弁をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、先ほどの構成メンバーについて、具体的にどういう方が委員になったかをお知らせさせていただきます。

まず、学識経験者では、校長先生方で組織する校長会、そして、浜中町の教育研究所の所長、また、その教育研究所の中に僻地複式教育特別委員会という小さな学校の教育を進める特別委員会がありまして、その委員長であります校長先生の3名にお願いしてございます。

それから、コミスクの地域代表と保護者がそれぞれ4名ずつです。地域代表につきましては、議員が言われたとおり、年配の方もいらっしやれば、子育て真っ最中の方もおります。そして、保護者というのは小学生や中学生のお子さんを持つ方となります。

あと、各種団体の代表ということで、浜中町PTA連合会の会長と保育所のPTAの会長ということで、霧多布保育所と茶内保育所のPTAの会長を入れております。つまり、今後、小学校や中学校に進学してくる子どもを持つ保護者となります。

私どもとしてはある程度幅広いご意見を聞くことが可能なかなと思っておりますし、それぞれの代表としてお願いしておりますので、会議と会議の間にそれぞれの団体、組織

の方々に情報提供し、ご意見を聞いていただき、検討委員会ではうちの団体ではこういう話をしました、お母さん方からはこういう話が出ましたよというようなことをしていただきたいと考えてございます。

次に、他の自治体での公募実績ですけれども、実績までは押さえておりません。大変申し訳ございません。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） ただいま國井議員から質問がありましたことについて、私からも若干補足したいと思います。

まず、公募を行ったけれども、誰も応募がいなかったということに関しましては、教育委員会としても残念な結果だと押さえておりますし、一般の方々が出るとなれば、その立場からご意見が伺えるということでしたので、残念に思っております。

ただ、この検討委員会という組織の性格につきましては、あくまで教育委員会で諮問している内容につきまして、それに答申するというものになります。この後、答申を受け、教育委員会で基本計画素案を作成いたしましたら、今度は町民に対して広くご意見をいただきますし、その素案が案となりましたら、また町民から広くご意見をいただくということで、何度も繰り返しながら多くの町民の方からご意見をいただく機会がありますし、住民アンケートを行い、その基本案が本当にどうなのかということを繰り返し続けていきますので、その点につきましてはご理解をいただければと思っております。

○議長（落合俊雄君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 0時02分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（落合俊雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 先ほど教育長よりご回答をいただきましたが、計画素案となった際にも町民の方から意見をもらうということ、何度もそれを繰り返しやり取りしていただくということでした。そのことに関しては私も賛成します。やはり、一つの委員会ではなく、何度も町民と行政とでやり取りをしていただいたほうがご意見の挙がり方も活発になるのではないかなと考えております。

また、一般の町民の方の発言の機会もさることながらですが、この検討委員会に限らず、何かの委員会や協議会が発足したとき、そこでいつ何が検討されたのか、どういった意見が出されたのかを知りたいと思っていられる町民の方が必ずいらっしゃいますし、知ることが町民の方の権利だと思います。

先ほど検討事項として挙げさせていただいた傍聴などの公募ではないほかの手だてについてですが、そのことをどのようにお考えになっているか、また、先ほど年代についての構成を詳しく伝えていただいたのですが、男女比に関してもお分かりでしたらご答弁をい

ただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） まず、傍聴についてです。

基本、審議会ということですので、委員にお話をさせていただくということになりますし、後でいろいろな方々にお話をいただく場面もありますので、そういったことから傍聴については考えておりません。

次に、男女比についてです。

先ほど構成メンバーをお話しさせていただきましたが、学識経験者の町研の僻地複式教育特別委員会の委員長が女性の学校の先生となっております。若干少ないですけれども、検討委員会の中には1名の女性が入っております。

ただ、何度も繰り返しになりますが、それぞれの団体、組織に戻られましたら、例えば、保護者の代表でありましたら、PTAの中にお母さん方もおりますので、そういったところで意見を吸い上げていただくことをお願いしているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 傍聴に関しては考えていないということでした。今回は、各委員が所属する組織でいろいろなやり取りをしていただくということで承知いたしました。

ただ、この点を質問させていただいた意図としましては、釧路管内だけではなく、あるいは、教育以外の分野でも、こういった諮問機関ができたときに傍聴を可能にしている自治体が多く存在するという実態を把握したからです。

議会も開かれた議会であるべきだと思いますし、こういった検討委員会でも住民が気軽に足を運ぶことができるという体制を自治体が主体的に取っていただけることで町民が応募する、何か意見を言おうという活発な動きに直接つながらなくとも、意欲や関心を向けるきっかけにはなるのではないかなと考えておりますので、今回の検討委員会に限らず、そういった視点も今後は盛り込んでいただけたらと思います。

先ほど、教育長からもご答弁をいただいたので、ご回答の重複になるかもしれませんが、要旨に戻りまして、様々な観点から見直すべき段階に来ている浜中町立学校の規模及び配置の適正化について幅広く検討という記載もございます。

この委員会がこれからのことを検討していくものになるとは思いますが、学校区の在り方や統廃合、小中一貫教育、義務教育学校といった観点も上がってくるのではないかなと推察します。

検討委員の方にコミスクの方もいらっしゃると思うのですが、過去のホームページからコミスクだよりなどを拝見させていただきましたところ、統廃合や義務教育学校について大きなトピックとして意見交換がなされた形跡は推察できませんでした。

恐らく、今年度もコミスクも開催されていると思うのですが、それらも踏まえまして、本委員会の位置づけと具体的な目標設定について、委員会の頻度や終了目安なども含めてご答弁をお願いしたいと思います。

また、公募要旨によりますと、6月から2か月に1回程度の委員会開催という記載がありましたので、1回目の委員会が開催されておりましたら、その日時、その際に検討された事案や出された意見の内容についてもご回答をお願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） それでは、お答えいたします。

まず、本検討委員会の設置目的ですけれども、先ほど議員が言われたとおり、例えば、教育内容や学習活動の量的、質的な充実、さらに、子どもたちの発達の早期化、校舎の老朽化などがあります。

また、今までは小学校は6年、中学校は3年と区切られていたのですけれども、9年を見越した義務教育に目を向けてほしいというような流れになっていまして、今、議員が言われたとおり、小中一貫校や義務教育学校など、学校の運営形態もだんだん変わってきている状況にあります。

これらを検討委員会に情報提供し、今後どうあるべきかということの浜中町学校規模・学校適正配置基本計画を策定するに当たりまして、基本となる考え方を協議していただこうと考えております。

具体的には、先ほど議員が言われたとおり、今後、あと5回程度の会議を経て、その基本的な考え方を答申していただくこととなります。

流れとしましては、令和5年度中に答申をいただきまして、その答申を受けて基本計画の素案を策定し、中学校区のコミュニティ・スクールの説明会、住民説明会、その後、パブリックコメントなどを実施し、先ほど教育長も言ったように、幅広く町民の方々に情報を提供し、ご意見をいただきながら、適正規模、適正配置の基本計画を策定していく予定です。それが令和6年度になりまして、7年度からスタートさせたいと事務局では考えてございます。

次に、検討委員会の状況についてです。

ちょっと遅くなったのですが、先日、9月1日に第1回検討委員会を開催させていただきました。

14名中11名の委員の出席でありました。

会議の内容としましては、委嘱状の交付、委員長、副委員長の選出、本委員会の設置目的、これまでの学校の統廃合の取組、これからの浜中町の人口の推移、これから求められる学校づくりなど、これまでの経過や今後の会議の持ち方などの情報共有、共通理解を図ったところでありました。

また、繰り返しになりますが、各検討委員会の委員の皆さんにおかれましては、各地区や各団体に持ち帰っていただきまして、関係者からこういう話があったということを経験提供し、2回目の会議に向けて意見の集約をしていただきたいというお願いをし、第1回会議を終了してございます。

次に、その中で出された意見についてです。

保護者、また、地域の方々、代表者から、今年の異常な暑さへの対応について、将来的な学校づくり計画もそうだが、この現状についてどうなのだという話がありましたので、それも含めた課題をみんなで情報共有し、できることはやっていきますし、将来的にどうしたらいいのかについても話をさせていただいております。

○議長（落合俊雄君） 3番國井葵議員。

○3番（國井葵君） 第1回目の開催については承知いたしました。また、この委員会の目標設定なども把握しました。これを皮切りにといたしますか、具体的に検討委員会としても稼働していくのではないかなと思います。

今、課長におっしゃっていただいたように、暑さへの対応をという声は、やはり、一番身近なものですよね。学校の適正配置という将来のことだけではなく、直近の様子についても意見交換がなされたということで、委員の皆様もいろいろなことを考慮してくださっているのだなと実感いたしました。

ただ、適正規模、適正配置については老朽化という期限が迫っている課題であるとも思います。手引の通知が平成27年ということで、この検討委員会、もしくは、ほかに代わるものかもしれませんが、もう少し早く何か動きがあればよかったなという思いがあります。

人口減少の状況をはじめ、地域の理解、協力を得ながら学校を配置する、検討するという旨が総合計画にも明記されておりますので、重複になりますが、本委員会の発足で本課題についても本格的な始動を迎えられるのではないかなと思います。

何よりも、私たち大人が議論しているのですけれども、主体はやはり学んでいく子どもたちだと思っています。子どもである時期は本当にすぐに過ぎ去ってしまうので、明確な方針を打ち出して早急に対応するということは大人が考えるべき課題なのではないかなと思います。

今回、この検討委員会のことを質問項目に挙げさせていただき、ご回答をいただきましたが、配置規模以外にもたくさん問題があるということは承知しておりますし、10月に町政にとって大きな行事を控えているという時期でもありますが、それらを承知した上で、浜中町における学校適正規模・適正配置について、現状で最も優先すべき課題は何かといったことについてはどうお考えになっているのでしょうか。

もちろん、方針や政策などを出すことは難しいと思いますし、今ご答弁をいただいたとおり、地域との丁寧な密なやり取りが不可欠にはなりますが、行政としてどのようなことが最も優先すべき課題だと考えていらっしゃるかを質問させていただいて、質問を終わりたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 教育長。

○教育長（佐藤健二君） 今の國井議員からの行政として優先すべき、教育委員会が考えている課題は何か、特に適正配置、適正規模の件に関してについてお答えいたします。

9月1日の検討委員会では、浜中町の小・中学校は統廃合ありきの適正規模、適正配置

なのでしょうかというご意見がありました。これについて私もお話ししたのですが、決して統廃合、閉校ありきではなく、現状の浜中町、これからの未来の浜中町を考えた上で学校の在り方としては何が一番いいのかを考えていく検討委員会であり、また、教育行政の在り方をしていきたい、答えありきでは決してありませんとお答えしております。ただ、議員が心配されるように、山積している教育課題は多いです。また、本町として喫緊の課題もございます。

例えば、適正規模、適正配置をスタートするに当たって、教育委員会として頭を一番悩めているのは校舎の老朽化であります。特に、霧多布中学校につきましてはかなり老朽化しておりますので、これはやはり考えなければなりません。これは、町のこれからの計画、あるいは、財政面を突き詰めていかなければすぐに手を打つことはできませんけれども、まずはそこを何とかしていきたいと考えております。

また、先ほど課長もお話ししましたが、北海道の抱える課題、そして、日本が抱える課題、さらに、これから子どもたちが未来にわたって生きていくための課題というものがああります。これらは非常に差し迫っている問題でもありますので、一緒に考え、どういう順番がいいのか、さらに、学校は地域にありますので、それぞれの地域が抱えている課題に真正面から向き合い、先ほどお話ししましたように、浜中町の新しい学校づくりはどのような形であればいいのかという答えを出していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（落合俊雄君） 以上で國井葵議員の質問は終了いたしました。

次に、2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） それでは、通告に従い、質問させていただきます。

総務省が推進するデジタル活用支援推進事業では、令和5年度から携帯ショップがない市町村を対象とした講習会を拡充するとしております。講習会の一例として挙げられている中には、スマートフォンの基本操作やインターネットの利用方法を教えるといった、ごく初歩的でスマートフォンやパソコンを使った経験のない方たちも参加できる内容のものであります。

本町も昨年ようやく全戸光回線が開通し、真の意味でのブロードバンド化がなされましたし、スマートフォンの普及率も高まっております。反面、スマートフォンの操作は難しく、高齢者の方などからは電話機能以外は使えていないというような声も多く聞かれております。

先に挙げたデジタル活用支援推進事業の講師派遣のスキームによる講習会の開催の予定はありますか、お答え願います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。

現在、総務省が展開する講師派遣によるデジタル活用支援推進事業につきましては、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向け、スマートフォンを経由したオンライン行政手続

等に関する助言、相談等を行う講習会に対する講師の派遣を身近な場所で実施することを目的に行うもので、北海道や市町村などからの依頼に対して、NTTドコモやKDDI、ソフトバンク等の実施団体が講師を派遣し、講習会を開催するといったものでございますけれども、現在、この事業を活用したスマートフォンの講習会の開催の予定はございません。

令和5年度の1次公募につきましては、本年4月21日から5月31日まで、その後の2次募集につきましても、この9月1日で終了してございまして、現在のところ、いずれも応募はしておらず、開催の予定はないということでございます。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） お答えをいただき、ありがとうございます。

実情の認識がちょっと違うと思うのですが、この講師派遣型の事業実施団体公募は、おっしゃるとおり、4月21日から5月31日にかけて行われたという経緯です。しかし、これは、市町村ではなく、事業者向けの公募が5月31日で締め切られたということで、北海道総合通信局のウェブサイトには発表されているものによりますと、NTTドコモほか3社が既に決まっております。

それに対し、派遣依頼の自治体からの応募自体は、多分、現在進行形であると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） 認識がちょっと違っていたかと思うのですが、5月31日で一旦終わり、その後、まだ余力があるということで追加公募があったのですが、それも9月1日までと認識をしてございました。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 私の調べたところによりますと、道東地域でも別海町、白糠町、釧路市が手を挙げているのですが、9月に始まったばかりなのですよ。そして、四つの事業者から派遣依頼の市町村に対してもう満杯だよとなっているのか、ウェブサイトを見てもそういうことが分からなかったのです。それも含めての質問だったので。

重複になりますけれども、総務省による令和5年度デジタル活用支援推進事業の実施計画の資料には、誰一人取り残さないデジタル社会、皆で支えるデジタル共生社会、とりわけ高齢者や障がい者が身近な場所で身近な人からデジタル機器・サービスの利用方法を学ぶことができる環境づくりを推進するとなっております。

令和4年度実績から令和4年度補正が20億円から40億円へと倍増されておまして、令和4年度補正、令和5年度から初めて携帯ショップがない市町村、これはすごく限られると思うのですが、我が浜中町もそうです。それでも応募が締め切られたということは疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） ただいまの件に関しましては再度確認をさせていただきたい

と思います。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 僕の身近にいる方々、それは、ご老人だけではなく、60代ぐらいの方でも苦手だとおっしゃる方が多いですし、ようやくスマートフォンに替えたという方も身近にたくさんおられます。そのため、この講習会を開催するのはすごく意義があると思われるのですよ。

ぜひ、もう一度よくお調べになってと言うのは失礼ですけども、講習会の開催に向けて、よく調べ、ご検討されることをお願いしたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 総務課長。

○総務課長（赤石俊行君） お答えいたします。

現在、社会的にはデジタル化が急速に進んでいるところでございますので、場合によっては特段望んでいないことも強制的にデジタル化を強いられている状況がある、特に高齢者の方には少なからずそういった状況があると思っています。

また、ご質問のとおり、スマートフォンを十分に活用できていない方がいらっしゃると思います。私自身もその一人で、ほとんど使いこなせていません。

しかし、スマートフォンからインターネットの利用が増えるということで、知らないうちに有料アプリにつながってしまう、あるいは、巧妙な詐欺や個人情報の流出などの被害につながるという問題も背中合わせにあると思っております。

携帯電話の購入の際には、店頭でのオペレーターによる電話での遠隔サポートなどのサービスもございますし、店頭での詳しい説明のほか、ご家族の支援もあると思います。今回、講師派遣は予定していませんでしたけれども、改めて再確認をさせていただきます。

また、これまで同様に、防災無線や広報誌などの媒体を通して必要な情報を皆さんにお届けできるように情報発信に努めていきたいと考えてございますし、国等が実施する事業などの情報を入手し、有効性が高いものがあれば、その都度、活用について検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（落合俊雄君） 2番渡邊秀治議員。

○2番（渡邊秀治君） 今はスマートフォンの講習会のことで質問だったのですけれども、スマートフォンというのは、結局、インターネットなのですよ。電話だけでよければ従来のガラケーと言われるものでも十分に機能を果たすのです。ところが、インターネットにつながるということで、今まで以上に皆さんの有用性が広がることは確かなのです。

これは、ご高齢者だけのことではありません。中年世代以上の人たちは必ず必要だと思われるので、スマートフォンだけでなく、インターネット関係のものも考えていただきたいと思います。

僕も行ったことがあるのですが、他町村ではオフィスのエクセル講座も結構やっています。そうした入り口から始めれば、そこからどんどん発展し、皆さんもうまく使いこなせるようになる、町民全体に広がっていくと思いますので、まずは入り口をよくよく

ご検討されることをお願いし、質問を終わらせていただきます。

○議長（落合俊雄君） 以上で渡邊秀治議員の質問は終了いたしました。

次に、4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 通告に従って質問させていただきます。

霧多布温泉ゆうゆの指定管理者制度について、指定管理者霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクト運営の概要についてお聞きしていきます。

平成30年より指定管理者制度導入にて霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが業務を担っていることは知るところです。また、本年より指定管理者として令和10年までの業務を霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが同じく継続したことも承知しているところですが、平成30年に受けた指定管理者としての業務の条件と本年からの指定管理者としての業務に変更があるのか、いま一度、確認と詳細をお聞きしていきます。

霧多布温泉ゆうゆについて指定管理者制度を導入した理由は何でしょうか、お聞きします。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） それでは、霧多布温泉ゆうゆの指定管理に係るご質問にご答弁を申し上げたいと思います。

まず、霧多布温泉ゆうゆに指定管理者制度を導入した理由は何かということですが、ご存じのとおり、浜中町ふれあい交流・保養センター霧多布温泉ゆうゆは、町民の保養と健康づくりを通じて交流を図り、本町の振興に資するとともに、災害時における避難施設としての活用を図るため、平成11年2月に建設、設置した施設であります。

指定管理者制度を導入した主な理由といたしましては、当該施設の管理について、町直営では成し得なかった部分について、民間の能力などを活用することにより、さらなる住民サービスの向上や経費の削減を目指す目的で指定管理者制度を導入し、平成30年10月より現在の霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが運営を担っているところであります。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトを指定管理者とした理由は何でしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 2点目の霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトを指定管理者とした主な理由は何かということですが、平成30年10月に指定管理者制度へ移行するに当たり、同年5月に浜中町公の集会施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づいて指定管理者の公募を行い、二つの事業者から応募があったところであります。

その後、応募者に対する審査機関として、浜中町ふれあい交流・保養センター指定管理者選定委員会が設置されまして、その委員会の中において、審査基準に基づき、1次審査、2次審査を経て、現在の指定管理者として霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトに決定した

ところでございます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 現在、ゆうゆを利用している来客については、町内外でどのくらいの割合となっているのでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） ゆうゆの来客の割合というご質問でございますが、現在、町内、町外を正確に把握する手法がないことから、正しい数字を今この場でお答えすることはできませんが、唯一、入浴者につきましては、昨年導入いたしましたキャッシュレスシステムにより、入浴者が入浴券を購入する際に居住地を入力しないと発券できないシステムになっているものですから、それで町内か町外かが分かります。ただいまの議員のご質問にはその内訳からご説明申し上げたいと思います。

なお、この内訳の統計は、昨年8月から本年8月までの1年間のものでございますので、ご承知おき願いたいと思います。

まず、町内の入浴者の割合が22.9%、釧路・根室管内が37.2%、その他道内が16%、道外が23.9%、この4種類で集計を取っているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 発券をする機械により、1年のものではありましたが、町内、町外の割合が出てきているのですね。ありがとうございます。

今、指定管理者として霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが運営をして継続していますが、問題はないのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 指定管理者として霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが継続していること自体が問題ないかという質問でございますが、まず、1期目は平成30年10月から令和5年3月31日までの約4年6か月の協定期間が終了いたしまして、本年4月1日から2期目の指定管理者として霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが継続して担っているところでございます。

本年4月から2期目の指定管理者として指定するに当たりまして、今年の4月から令和10年3月31日までの指定管理者を決める際の公募を昨年9月12日から10月25日まで行っております。その結果、この公募に対する申請が霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクト1者のみでありました。

しかし、霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトの審査につきましては、最初の指定管理をしたときと同様に選定委員会を設置し、1期4年半の評価、それから、今後、2期目の5年間の指定管理者として運営を担っていただくための審査、さらには、様々な意見を指定管理委員から出していただき、最終的な結果といたしまして霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトで問題ないということで決定させていただいたという次第であります。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番(三膳時子君) 公募のときに霧多布湿原「ゆうゆ」プロジェクトしか手を挙げなかったということも承知しておりますし、指定管理者として今年4月から継続して運営しているところですが、定期的な話合いの場は設けているのですか。

○議長(落合俊雄君) 商工観光課長。

○商工観光課長(久野義仁君) 指定管理者と運営について定期的な話合いの場を設けているかというご質問でしたが、運営については基本的に指定管理者にお任せしております。しかしながら、運営面に限らず、もう20年以上がたっており、老朽化も進んでおりますので、その都度、代表である現地にいる統括マネジャーと私とで協議させていただいているところがございます。

現在、霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトは、株式会社クロエのほか、町内4事業者のコンソーシアムで構成されておりまして、先ほど申し上げましたとおり、施設の老朽化、それから、サービス等、様々なことも指定管理者にお願いしているのですけれども、どうしても指定管理者で判断できないといったこともあると思っております。ただ、指定管理者と町で基本協定書を結ばせていただいております、それに基づきまして都度協議することとなっております。

サービスの質を落とすわけにはいかない、利用者を増やしていかなければならないなど、様々な目的、目標もありますので、そういったものに関し、双方で協議しながら現在も進めさせていただいているといった状況であります。

○議長(落合俊雄君) 4番三膳時子議員。

○4番(三膳時子君) 最初に受けたときの条件から変わっているものはありますか。

○議長(落合俊雄君) 商工観光課長。

○商工観光課長(久野義仁君) 1期目の4年6か月と令和5年4月からのことについて、町から指定管理者にお願いしているものといいますか、運営内容について大幅な変わりはございません。ただ、令和2年のコロナ禍から入館者数や入浴者数が非常に落ち込んでおり、想定外の影響を指定管理者は受けております。

このように指定管理者がダメージを受けた期間がかなり長かったものですから、この2期5年間の指定管理をお願いするに当たっては、ただ指定管理者に業務を投げるのではなく、指定管理者と寄り添って、共にゆうゆの活性化に向けた協議をさせていただいておりますし、特に、ゆうゆでは、直営から移行した際、直営では成し得なかった子どもの遊び場の開設のほか、レストランや売店の運営など、様々な取組をなさっております。そういったたゆまぬ努力が来館者の増えた一つの成果にもなっておりますし、こちらから提案する場合と指定管理者側から提案される場合の双方があると思いますが、指定管理の内容を随時見直すことも想定し、私たちは指定管理をお願いしているところがございます。今後においても、内容を適宜協議しながら、さらなる利用者向上に向けた取組をしてみたいと考えております。

○議長(落合俊雄君) 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） ゆうゆに関しては、指定管理者制度で霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが受け、来館者を呼んでいる、子どもの遊び場を設けているなど、目を見張るような変わり方でもとても喜んでいるところがあります。しかし、コロナ禍の3年間というのはとてもダメージが大きかったかと思えますけれども、指定管理者制度にしたことでお任せしているような部分もあるのではないかなというところも見えてきたので、今日の質問になりました。

条件は変わっていないとは言うものの、本年度からなのでしょうか、キャンプ場の受付をゆうゆがしていますよね。今、前代未聞のラッコブームで、岬に来る人たちが増えていますし、キャンプ場の口コミを見ますと、今年は暑い日が続きましたけれども、それでもここは涼しいということで長期に利用してくれている人もいるし、リピーターもいるようです。

このように、ゆうゆがキャンプ場の受付を担っているのですが、業務の詳細を伺いたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 霧多布岬キャンプ場の業務を霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトが担っておりますが、その業務の詳細についてご説明を申し上げます。

ゆうゆが指定管理者としてキャンプ場の運営を行っているのではなく、霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトに委託業務として発注しているものですから、指定管理とは分けて考えていただきたいのですが、実際、霧多布岬キャンプ場については令和4年度から委託業務を開始しております、ちょうど今年で2年目になります。

主な霧多布岬キャンプ場の受付内容について3点ほどお答えいたしたいと思います。

まず、一つ目は、バンガローの事前予約、テントサイトの利用、その他キャンプ場全般にわたる利用方法についての電話対応です。

二つ目は、浜中町へお越しいただいた際、ゆうゆのフロントへ真っすぐ向かっていただくのですが、そこでの代金の納入、バンガローの鍵の受渡し、ごみの分別方法の周知など、キャンプ場のルールについて丁寧に受付で対応していただいております。

三つ目は、キャンプ場の場内の管理についてであります。資源ごみと一般ごみの分別作業、バンガローの清掃作業、場内の草刈り作業などを定期的に行っており、場合によってはバンガローの軽微な修繕などもゆうゆで行っていただいているという状況でございます。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今、業務の詳細を伺いましたが、令和4年度からの委託ということでした。委託をしている中でゆうゆやキャンプ場への苦情は把握しておりますか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 霧多布温泉ゆうゆ、霧多布岬キャンプ場の苦情を把握しているかというご質問でしたが、それぞれ分けてご答弁申し上げたいと思います。

まず初めに、霧多布温泉ゆうゆへの苦情について把握をしているかです。

先ほど説明を申し上げましたが、基本協定書では町への業務報告書の提出を義務づけております。その内容は、施設の利用者、入浴者数、団体利用者など、毎月の頭に報告をいただいております。その中に苦情案件などもあれば随時報告を受けております。

なお、基本協定書にはリスク分担表を規定しております、例えば、施設利用者からのゆうゆの全般に対する苦情については基本的に指定管理者が受け、対応するというような内容になっております。

ただ、三膳議員からご質問があった後、ゆうゆの職員何名かに対し、1期目から2期目にかけて、小さなトラブルを含め、施設利用者からどういったことがありましたかということを取り上げてまいりました。

正直、町には大きなトラブルとして実は報告は受けておりません。なぜかという、それは指定管理者で全て解決できたからということです。ただ、こういった温浴施設というのは、サービスから施設まで、様々な苦情やクレームがあります。これはうちの施設に限らずだと思っておりますが、そういった細かなことへの対応についてはほぼ毎日やっております。そして、その中でどうしても対応し切れないことに関しましては町のほうには来ますけれども、私が担当してからはありません。

そういったことで、軽微な対応はあろうかと思いますが、大きなクレームになったという経過はこれまでないという認識でおります。

次に、キャンプ場についてです。

キャンプ場利用者は、ゆうゆと違い、様々な苦情やクレームがございます。

具体的にはどういった苦情があるかという、最近、キャンピングカーが大型化しており、また、台数も非常に多いのですが、霧多布岬はキャンピングカーで来るにはちょっと狭いといった駐車場に関する、そのほか、キャンピングカーが2台分の駐車スペースを占有しているなど、他のキャンピングカーを持っている方からクレームが来ることが度々あります。

それから、ご存じのとおり、施設は40年以上たっているものですから、施設の仕様について、耐え難い部分が出てきています。例えば、トイレは水洗化になっていないものですから、臭いの話もありますし、利用するにはちょっと不便だよねといった声も届いているところでございます。

さらに、バンガローを十数棟設置しておりますが、老朽化により隙間ができていまして、そこからアリが入ってきたり、雨風が強いときには雨水が入ってきたり、そういった小さな苦情と申しますか、改善に対する要望が町に来ているところであります。

そういった利用者からの問合せについては、その都度、私どもで対応しているところでございますが、利用者が100%満足するようなものにはなっていないと申しますか、施設も古いものですから、最低限の対応させてもらっているといった状況です。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） 今のお答えの中に私が聞いている苦情も数々ありました。

人が多くなると、やはり、苦情というのか、クレームというのか、そういうものが多くなるのだなと私も感じておりますが、改善できるものはしてほしいなと思います。

今お答えを聞いている中で、なかったことを聞きます。

それは、ゆうゆの看板の件です。出口の看板はありますが、入り口の看板がないのです。役場側から来ると、入り口の看板がないために通り過ぎます。出口の看板はありますが、矢印が真っすぐになっているのです。それで出口を通り過ぎてしまいます。また、湯沸側から来ると、出口は分かりやすく、侵入禁止のマークもあります。しかし、入り口の看板がないので、そこで立ち往生してしまいます。地元の人ほど標識無視で侵入禁止のところから入っていきます。でも、初めて来る方たちはやっぱり標識で止まりますよね。こちらは出口みたいだね、では、入口はということになりますが、入り口の看板がないのです。これは改善してほしいなと思いました。

また、条件に利用者にくつろぎの時間とサービスを提供するということがあると思うのですが、夏にはとにかく虫がすごく入らしいのです。温泉施設でくつろごうとしましても、虫がとてもいて、くつろげるところではなかったというような声も聞きました。

前はゆうゆのお客様の声を届けるためのノートがあったはずなのですがけれども、今は全く見当たりません。そのため、声を届けるすべがないのです。従業員に一々言うことでもないとなって、そういう小さな声を聞けないのです。行政としてもお任せ状態だから、そういう小さなことが上がってこず、それで話合いの場にも上がらないと思うのです。

それから、町民や町内事業所、地域社会の良好な関係づくりに努めるという条件もあるかと思います。浜中町の特産物を売る商店が少なくなっている中、ゆうゆが販売先の一つになっていると思います。ほかから仕入れている商品は分かりませんが、町内でものづくりをしている方たちが納めていますよね。でも、それに2倍から3倍の値段がついているのです。ゆうゆだけに置いている商品なら観光客も地元の人も分からないかと思います。でも、数少ないとはいうものの、何店かに同じ商品が陳列されているわけです。それで、ゆうゆのものだけがどうしてあんなに高い値段がついているのだとなっているのです。観光客の方も、前も後ろも見て、ひっくり返しとっくり返し見て、同じ商品だよ、どうしてあそこだけこんなに高いのだとなっているのです。

町内のものづくりの人たちの販路を広げてあげるのはゆうゆの一つの役目でもあるのではないかと私は思うのですけれども、同じ商品が3倍もの値段で売られているというのはどうしてなのでしょう。言葉はあれなのでしょうけれども、ぼったくりみたいな感じですよ。ものづくりをしている人たちは、町民から面と向かって、おまえたち、ぼったくっているのかと言われるようで、ゆうゆにはあまり卸したくないとなっていて、そういう負の連鎖が今起きてきているのです。

これは、ゆうゆを運営しているところは株式会社ですから、収益を求めるのは当たり前なのでしょうけれども、指定管理者制度を使っているわけで、収益を求めるのではなくて、

町民に寄り添った運営をするというのも大きいのではないかと思うのですよね。

観光客の方から聞く話やこの商品が浜中の一押しの商品だよねというリピーターの方の話も聞いても、ゆうゆでは物を買えないというようなことを町民や観光客から聞いて、何でそんなふうになっているのかなと思ったのです。

町内でものづくりをしている人たち、あるいは、ほかに置いてもらっている人たちは、ゆうゆでは100円から150円高いのは仕方ないなというふうに思うのかもしれませんが、3倍もの値段がつけられ、とんでもない金額になっているのです。それは何でなのか、何か収益を求める会社になっているのではないかなと私は思っていました。

また、キャンプ場の受付を担ってくれているという答弁でしたが、バンガローやキャンプサイトの受付もやってくれているというのは知りませんでした。ただ、駐車場がやっぱり狭いですよね。そうしたら、長くリピーターとして岬に来てくれている方が、ゆうゆで受付をしているのはいいのだけれども、現場を把握していないから、どんどん受付をしていて、車を止めるところがなくなる、そうしたら、先に来ていた方たちが気を利かせて交通整理をして、土曜、日曜はもっと車が増えるから、自分たちはよそに行って、駐車場なりキャンプ場のバンガローを空けるのだ、そういう気遣いをお客さん同士でしているのだということを聞きました。これは、受付をしているところが現場を見て把握していないというのは管理人がいらないせいなのではないかなと思っています。

前は管理人がいましたよね。今はいないというのはどういう原因なのか、また、今後、管理人を置くお考えはないのでしょうか、お答えください。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） 4点にわたるご質問がありましたが、順にお答えしたいと思います。

まず、1点目の入り口、出口の看板の関係についてです。

実は私も代表の方には昨年から伝えております。ただ、看板の設置者、所有者が町とは限らない場合もありますので、許可を取って看板を設置するなり、そういった調査をした上で、三膳議員が言われるとおり、どういった看板にすると利用者である観光客や町民がルールに基づいて入り口と出口を不自由なく使えるようになるのか、その改善策も含め、指定管理者には改めて私からお伝えしてまいりたいと考えております。

それから、2点目のくつろぎの場の提供に関わり、利用者から虫が多いという話があることについてです。

これが温泉内の話か、それとも、施設の中の話なのかにもよるのですが、虫が入ってくる事象については昨年から私も聞いております。これはなぜかという、温泉内もそうなのですがけれども、窓と湯船のコーキングの腐食が老朽化によって進み、目に見えないところからアリなどの小さな虫が入ってきて、ややもすれば湯船に浮いているということもあり、それを不快に感じる方もいらっしゃるという聞いております。

ただ、昨年、観光施設の長寿命化計画の診断の中で施設の判定を受けております。それ

ほど悪いという判定を受けているわけではないのですけれども、せっかく温泉に入って気持ちよく帰りたいと思う方が不快に思うというのはサービス上非常によろしくないということもありますので、改善はなるべく優先してやってまいりたいと思っております。しかし、財源も伴う話でございますので、慎重に協議してまいりたいと考えております。

それから、3点目の物産の関係についてです。

多くはゆうゆのオリジナル商品を扱っていますが、議員がおっしゃるとおり、地元の事業者から仕入れ、それを販売しているという状況も把握しております。昆布を使った特産品があるなど、浜中の魅力をしっかり伝えていただけるなという反面、価格の設定です。それが2倍や3倍かは把握しておりませんが、どのぐらいで販売するかを事業者とゆうゆの間で事前に話し合っているはずですが、そこは確認できていないのですが、卸している方からその価格で売っていいよという許可をもらって売っているのではないかと考えています。

しかし、例えば、100円で売ってと言ったものを300円で売っていれば、はっきり言って虚偽になりますので、代表の方に対し、価格の設定も含め、事業者とどういふ話合いの下で販売しているかを確認させていただきたいと思えます。

なお、それが不当か不当ではないかの判断はちょっと難しいのですけれども、町内で同じものを買えるのに、ゆうゆだけがあまりにも高いということはあまり好ましくないのかなと私も感じております。こういう施設ですから値段が上がるのはしょうがないなというところもあるのですけれども、やはり、許容される範囲があると思えますので、再度、指定管理者と協議してまいりたいと思えます。

最後に、4点目の駐車場の関係です。

令和4年度から指定管理者に委託業務を担っていただいている理由といたしましては、令和4年度に管理人を募集させていただいたのですけれども、前任の管理者が高齢もあってできないということがあります。募集も何度かしたのですけれども、町内に管理をしていただける方がいらっしゃいませんでした。それで、急遽、霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトにご相談をさせていただいたところ、受けていただくということだったものですから、去年、今年の2か年、受けていただいております。

確かに、予約して、せっかく車で来たのに駐車場がなかったよ、随分遠くから歩かされたよということは利用者にとってはあまり気持ちのいいものではないと思えます。そういった現場と受付の考え方の乖離が発生するのは想定される範囲ではあったのですけれども、先ほどのゆうゆの利用と同じく、霧多布岬キャンプ場は非常に評判がいい施設でありますので、改善策を早急に考えてまいりたいと思っております。

ただ、この施設は40年以上がたっていますし、駐車場も当時はこの規模でよかったと思うのですよ。しかし、先ほど議員がおっしゃったとおり、キャンプブームが利用に拍車をかけており、また、ここは非常に安くて過ごしやすいということで長期キャンパーが非常に多い施設でも有名なのです。そういった声をしっかり受けるためにも、キャンプ場の

整備を考えていかなければいけない時期には来ていると思います。

霧多布岬キャンプ場に限らず、琵琶瀬展望台など、様々な観光施設がありますので、総体として考えていかなければならないのですけれども、利用の一番多い霧多布岬キャンプ場の整備は担当課としても喫緊の課題ではあると思っていますので、総体の施設の整備ということも含めながら、さらに皆さんに来ていただけるよう、選んでいただけるような霧多布岬キャンプ場として管理してまいりたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） これから質問しようかなと思っていることを課長が全て言ってくれたので、言うことはないのですけれども、霧多布岬は、ラッコだけではなく、とても景観がよくて過ごしやすいというネットの口コミもあり、断トツに人気があるキャンプ場ですよね。

そこに来たとき、今年は暑かったですけれども、やっぱり霧多布は涼しいほうなのではないかなと思いますし、お客様を呼ぶところではないかなと思います。

キャンプ場もそうですし、バンガロー、また、ドッグランがあったのですけれども、これは手が届かなくてドッグランをなくしたのでしょうか。委託してからドッグランはなくなり、今はペット同伴のキャンプサイトとなっていますよね。今年もドッグランがあると思って来たらドッグランがないという方の声をいっぱい聞いたのですけれども、どのような理由でなくなったのか、そして、これから設置するお考えはあるのでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） ドッグランに関しましては、今年、業務を委託する際、霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトから、ドッグランの柵がかなりの箇所で腐っており、耐え難い状態になっているという話がありました。それから、テントを利用する方が非常に増えてきており、これ以上広げられないものですから、やむなくドッグランを撤去させていただきました。それに伴い、利用案内からもドッグランについては削らせていただいたという経過があります。

ただ、バンガローの周辺にペットを散歩させるスペースは設けています。しかしながら、今、議員が言われたとおり、例えば、大型の犬や非常に活発な犬であると、ドッグランでなければ犬にストレスがたまって大変だといった声も私のほうに届いています。

今後、ドッグランを設置する考えがあるかについて即答はできませんけれども、先ほど申し上げましたとおり、霧多布岬キャンプ場の再整備の際には、キャンピングカーの問題、そして、今はペットブームですから、ペットを家族として旅行されている方もたくさんいらっしゃいますので、そういった方のニーズをしっかりと受け止め、構想の中にドッグランというワードは入れたいと私自身は思っていますし、現状で、仮設でもどこかにドッグランをつくれぬかも協議してまいりたいと思うのですが、ドッグランの整備となりますと当然財源が伴いますし、平らな場所でなければ危険が伴います。しかし、そういった候補地がないのも現状ですが、ドッグランを永久的になくするという考えは担当課としては

持っておりませんので、その辺はご理解していただきたいと思います。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） ドッグランのお話も分かりました。

霧多布については、ドッグランがなくてもいいといいますか、ペットを連れてきたら、自由に犬猫と一緒に散歩できるという施設だよ、ドッグランを設けているキャンプ場だよと言わなくてもいいと思うのです。そういうような自由なキャンプ場でもそれはそれで魅力的かなと思います。

ただ、ペットを連れてきているテントサイトのところですよ。草刈りはしていたみたいですよけれども、最初は草刈りも間に合っておらず、来ていた方たちがどこにテントを張っているのかと思ってしまいうぐらいで、しまいには自分たちの草刈り機があれば草刈りしてあげたいくらいというような話も聞きました。今年はもうシーズンが終わりますが、来シーズンに向けてはそのようなことも委託先とぜひ話し合っしてほしいなと思います。

霧多布岬は本当に景観がいいところで、ネットのロコミもいいというのが大半で、ラッコブームもあり、人が来ています。そのため、先ほどお答えがあったように、今後は、キャンプ場も含め、整備していかないとならないかなと思いますし、景観もよくしてほしいなと思うのですけれども、霧多布岬の展望台の屋根が壊れているのです。あれは直す予定はあるのでしょうか。今年一年はずっと展望台の屋根はめくれたような感じで、上がれないという対処をしていましたけれども、どうでしょうか。

○議長（落合俊雄君） 商工観光課長。

○商工観光課長（久野義仁君） まず、草刈りの関係についてです。

今年は非常に気温も高く、草刈りの頻度は多くしているのですけれども、キャンパーが使うタイミングでどうしても伸びていた状況でクレームがあったということです。霧多布温泉「ゆうゆ」プロジェクトは、ゆうゆの業務を運営しながら空いている時間に草刈りをしているという状況でもありまして、こうした人手の足りなさも業務内容を見直す一つのポイントになると思います。

今年度はキャンプシーズンが過ぎてしまいましたけれども、来年度、草刈りにきちんと手が行き届くような、例えば、委託料を増やしてでも草刈りに充てる人をしっかり補充してもらおう、場合によっては町の職員がやるということも併せて考えていかなければならないのかなと思っています。ただ、草刈りの件については、先ほどの件と同様、指定管理者とは協議してまいりたいと思っております。

それから、2点目の展望台のことについてですが、手前のほうの展望台だと思います。

こちらについても観光施設の長寿命化計画の際に診断をしております。40年以上がたっているのですが、下のほうはそれほど問題ないとのことですよ。しかし、議員がおっしゃったとおり、上の防水シートが風であおられて剥がれてしまっていて、昨年からは展望台に入れないような措置を施しております。

昨年、展望台自体をなくすべきなのか、それとも、展望台を残して応急処置をするのが

いいのかの協議はしたのですけれども、現在、その最終的な確認ができていません。

ただ、担当課としては、この展望台は、ある程度一定の目的は果たしたのではないかと
いうことで、年数等を考えると解体、撤去が一番いいのかなと考えております。ただ、そ
れにしても、昨年度の試算でも600万円から700万円が撤去費でかかります。今年は
もしかしたらもっと上がっているかもしれません。

そういった財政面、それから、安全性の面も踏まえ、さらには、観光施設として歴史の
ある施設でありますので、例えば、観光審議会など、様々な外部団体もありますので、行
政の考えだけではなく、あれを残すか残さないかについて様々な方とお話はしたいと思っ
ております。とはいえ、正直、使用に耐え難い状況になっていますので、撤去に向かうの
が一番いいかなと思っています。

まずは安全第一で侵入禁止にはしていますが、なるべく早い段階で展望台に対する処置
をどうするかは議論、協議させていただきたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 4番三膳時子議員。

○4番（三膳時子君） そういようなお考えで1年が過ぎてしまったということなので
すね。これは来年の話になるのでしょうかけれども、早くに協議をして、撤去するなり何な
りしてほしいと思います。ただ、あのままではやっぱり景観がよくないので、何とかして
ほしいなと思いました。

今、ゆうゆから始まって、キャンプ場、展望台など、様々な質問をしたのですけれども、
バンガローも大人三、四人と表示はしているのですけれども、やっぱり狭く感じる方たち
が多いみたいですね。そのため、バンガローのことや展望台のこと、さらには、駐車場の
ことも行く行くは考えていかなければならないかと思うのですけれども、町長も今期でお
やめになるとのことです。

ラッコのお話はいろいろと問題もあるかと思いますが、今はブームで、とても人
を呼んでいるところなので、岬やバンガローやキャンプ場の整備を引継ぎと言ったらおかし
いですけれども、そうしたことについて町長から答弁をいただき、質問を終わりたいと思
います。

○議長（落合俊雄君） 町長。

○町長（松本博君） ただいま、ドッグラン、草刈り、展望台の屋根、キャンプ場の整備
を含めてたくさんありました。それだけ使われているのだな、利用されているのだなとい
うことがあると思うのです。そのため、年次的な整備も含め、今後、検討していったらど
うかなと思っています。今、約束はできませんけれども、そういう話も含め、少ししか時
間がありませんけれども、どうしていかについて今後検討していきたいと思し、
引継ぎという形になるかは分からないのですけれども、そのことも含めてやっていき
たいと思います。

整備することは確かに必要なことだと思っています。これから人が増やすということも
大切なことだと思し、それが浜中町の自慢といいますか、いいところなのだよ

というところをしっかりと残していきたいと思っています。

○議長（落合俊雄君） 以上で三膳時子議員の一般質問は終了いたしました。

次に、8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 通告に沿って質問させていただきます。

大きくは、新川地区河川におけるしゅんせつ工事の見通しについてでございます。

浜中町にとって最も大切な基幹産業の一つでもある昆布漁の漁期も半ばを過ぎました。さお前昆布をはじめ、成昆布漁も、序盤は波、天候ともに恵まれ、順調な操業が続きました。8月に入りますと一転、天候不順並びに波浪による沖止めが続いております。

昆布漁とは、自然を相手にする性質上、天候や安全面において、そのどちらもクリアをし、初めて操業にこぎつける、厳しく定められた操業時間の中、一刻も早く漁船を陸につけ、少しでも早く、天日の下、干場に昆布を並べて乾燥させたい、このような作業の流れから分かるように、まさにスピード勝負であるとも言えるものであります。

しかしながら、新川地区における河川ですが、長年をかけて浅くなってしまった、水底に繁茂する水草等によって船底に接触し、著しく航行に支障を来しています。

場所で言いますと、新川水門から新川橋周辺にかけてなのですけれども、特に干潮時の前後に至っては、漁船に昆布等の収穫物を多く積載し、河川を航行しようとした場合、一旦船から降りて、川底に立って、周辺の漁民の力も借りながら船を押し川を通過しなければならないといった現実の中、操業に従事していらっしゃいます。

新川地区で河川を利用していらっしゃる漁師のこの厳しい状況についてですが、まず、町は、この新川河川の状況を把握しておりましたでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

新川の状況につきましては、今年の4月10日に、新川自治会長から、新川水門の上限のしゅんせつと護岸の補修についてご要望がありましたので、護岸の調査を4月18日に実施し、吸い出しが起きている場所8か所を確認いたしました。また、水深を7月4日に新川橋より上流について干潮時に測定し、平均水深が1メートルでありました。

議員がおっしゃいました新川水門と橋の間の水深については調査しておりませんが、現状については把握しておりません。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 詳しくは把握していなかったとのことですが、地域住民に至っては、漁期前には水面に降りて水草を刈るといった苦労と危険な作業を干潮時において漁民の皆様で朝早くからやっているわけなのですけれども、こういった航行もままならないような状況が続いていた状況で、漁民のからも、水草の件に関わって、航行が不十分ということに関し、まちに対して、苦情なり何なり、改善の声は上がっていなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

水草の関係につきましては、直接、漁業者の方からは苦情等は町には入っておりません。ただ、毎年、新川水門の外側、波除堤のところのしゅんせつは行っておりますので、そのときに利用組合の代表の方とお話ししている中でも、まずは先に入り口のほうを優先してやっていただきたいというお話を聞いています。

一部町民の方からは中盤のほうもしゅんせつしてほしいという要望がありましたけれども、その方には利用組合の方とお話をしてからもう一度お願いしますと伝えております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 地域住民の方からも、水門の外側といいますか、海側といいますか、そちらのほうのしゅんせつはよくやっていただけて助かるのとことですのでけれども、川をシークエンスで利用する漁民にいたしましては、水門の外側まで順調に来られても、水門をくぐって中のほうでストップしてしまうのでは元も子もない、通して使いやすくしてほしいと、そういう観点から、予算もかかるでしょうけれども、水門の内側のほうの水深確保についてもう少し町で考えてくれないかという声大きいのも実際です。

代表者を交えてお話しはしていらっしゃるのでしょうかけれども、代表者以外から、実はこういうところもこうなのだ、あるいは、そこまで大がかりな工事ができないとしても、ここだけはこうしてほしいのだといった細かな話もたくさん聞くのですよね。

そういった中でよく出てくる話として、しゅんせつ工事を行おうとしましたら、水門より内側なので、当然、しゅんせつ船は入れません。それで陸のほうからショベル等のようなもので掘削、しゅんせつするといった作業になるかと思われまます。そうして川を端から端まできれいにしゅんせつ工事しようと思いましたが、どうしても護岸の矢板にショベルなり何なりが接触し、そこがまたもろくなり、現状ですらもろい状態と聞きました。そうした接触して破損するリスク等を考えますと、業者なんかもなかなか首を縦に振りにくいというようなことがあるのだとお聞きしました。

作業をするに当たってどれくらい耐久力が必要であって、今の状況であればもたないものなのか、どういうふうには町は認識しておるのか、お尋ねいたします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

耐久力のお話になりますけれども、この工事は平成元年に実施しております。これが議員のおっしゃる沢辺造船の近くの矢板を打った工事になります。

また、鋼矢板の耐用年数になりますけれども、30年ということになっております。普通の河川の矢板を使っており、あそこは海とつながっておりまして、満ち引きによって海水が入ると、こちらについては条件が厳しく、普通のところよりも腐食が激しいということです。

先ほどもお話ししましたが、鋼矢板が腐食しているということで、重機が上がったときに触れ、工事業者のリスクとなっているということで聞いております。

ただ、きちんと現場を確認していることではありません。議員から今回こういうご質問

がありましたので、現地に業者にも立ち会っていただいて、ここをやった場合にはどうだなど、うちの建設課とも相談したのですけれども、重機を横にして掘るのか、縦にして掘るのかなど、いろいろなことがあると伺っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 前向きなご検討をありがとうございます。

漁民からの切実な声を聞くところによりますと、水草が濃く繁茂している河川中央部分だけのしゅんせつでもしてほしいという声も非常に多いのです。

船を係留してあって、その横を別の船が航行したい、しかし、船が1台通るにもままならないような状態の場合が干潮前後には見受けられるといったことですが、それを少しでも打開するだけでも地域住民の河川の利用のしやすさはかなり改善されるのではないかと思います。

今回の箇所は、水門から新川橋までの間にかかわらず、それよりも少し上流のほうの矢板の耐久力に関してもいろいろと問題があるとも聞いておりますし、そちらの工事が必要なのも現実問題認識しております。

そして、その矢板の隙間から護岸の土砂が川に流入し、護岸に穴が開いてしまって、その土砂が川に入って川が浅くなり、護岸は掘れて危ない状態、地域住民ならずとも、子どもたちにも危険が及んでいます。それに関しては、今年、砂利や土のうなんかで一旦埋めて、補修してくださったのは私も確認にまいりました。

これからもそういったことをただ繰り返していくのか、それとも、抜本的に見直し、護岸をもう一度丈夫にしてしゅんせつなり何なりに手をつけるのかです。予算が厳しいのは分かっておりますけれども、いかんせん、川を利用する浜中町きっての基幹産業の現状がこれでございます。

今期、来期の操業に向けてといったものではなくて、事業継承といった観点からも、どれだけ町が町民目線に視線を落としてくれているのか、サポートしてくれる意思是今後ともあるのか、決して小さくはない新川地区住民の切実な声と願いであることを私は認識しております。

こういった地域住民の思いが強くなる中、いま一度、どういったお気持ちで改善策を考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

今、議員がおっしゃるのは、護岸の整備ということだと思います。

まず初めに、護岸の整備が行われた事業年度と金額を先にお話しさせていただきます。

こちらは、先ほども言いましたが、平成元年度に1957万円、平成5年度に8240万円、平成9年度に9679万9500円、事業費1億9876万9500円となっております。当時の金額のものを現在行うとなると3倍ぐらいかかるのではないかと考えてお

ります。

また、改修につきましては、船を係留するために矢板交換等、多額の事業費がかかると思っております。現在調べた中では14隻の方がその中を利用されているとのこと。

護岸整備には、漁業整備等、当時は整備されておりましたが、平成9年度以降につきましては、霧多布港、また、各漁協が整備されており、整備するという事、または、その工事金額によって他の漁港、港湾を使用できないか、ダブルの点で検討していかなければいけないなと思っております。

○議長（落合俊雄君） 8番谷村敦議員。

○8番（谷村敦君） 予算の観点からも問題が山積なのは十分に把握しております。

しかし、まさにさっき言ったように、昆布漁に関してもスピード勝負であり、船の航行に支障が出ているといったことは放っておけない状況だと思います。先ほど前向きなお答えをいただきましたけれども、これからも地域住民の声に耳を貸していただければと思います。

大がかりな工事ではなく、中央部分をスムーズに航行できるだけでもいいのです。大がかりな工事に着手するに当たっての予算組みばかりにとらわれ、結局、できないという方向に進むのではなく、住民の方によりますと中央部分だけでも取りあえず通れるようにしてほしいということなのです。そういった工事や護岸を少しでも傷めない工法など、そういう協議や模索はできるのではないかと思います。

そういった観点から、未来の浜中町に向けて、細かな点にも力を貸していただければと思います。これは事業継承にもなりますから、こういった点でもしっかりとお支えいただきたいと思っております。

地域住民の声をたくさん聞いてきましたが、そういった皆さんの声を代弁させていただき、質問を終わりたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 以上で谷村敦議員の一般質問は終了いたしました。

これで一般質問を終わります。

日程第10 議案第73号 浜中町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（落合俊雄君） 日程第10、議案第73号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第73号浜中町児童遊園地設置条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの改正は、当該条例に規定されている浜中と霧多布の2か所の児童遊園地のうち、浜中児童遊園地を条例から削り、霧多布児童遊園地の1か所としようとするものであ

ります。

浜中児童遊園地は、当該条例制定の昭和52年から条例に規定し、整備しておりましたが、現在は児童遊園地の用としては使用されていない状況にあります。

また、その敷地につきましては大蔵省名義で国の所有となっており、当初から児童遊園地敷地として国から無償で貸与を受けておりますが、児童遊園地の用としては使用されていない状況から、その敷地を国に返還するに当たり、条例の一部改正を必要とするものであります。

改正の内容を申し上げますと、第2条の表中、浜中児童遊園地の項を削るもので、附則では、この条例は公布の日から施行するとしております。

また、当該敷地の返還につきましては、条例改正後、本年度中を予定しております。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第73号の質疑を行います。

6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 今さらですけれども、まず、児童遊園地という名目のついたものが浜中と霧多布の2か所にあり、昭和52年にこの条例が制定されて、それ以来、今日まで来ているということです。

浜中の児童遊園地と霧多布の児童遊園地の設置された時期は同じだったのか、そして、この地区以外に児童遊園地という名のつく遊園地が設置されなかった経緯についてお聞きします。

私の想像では、ほかの地区ではふるさと広場という事業で整備がされたという経緯もあるのかなと思っているのですけれども、現在あるふるさと広場としての名称で残っている場所と現状の認識をまず伺っておきます。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

児童遊園地の関係でございますが、浜中と霧多布と二つの場所にあり、昭和52年にこの条例が制定された当時に同時期に設置されたものと認識をしております。

それ以外の場所はどうかということでございますが、議員がおっしゃいましたとおり、ふるさと広場という名称で湯沸地区と茶内地区に1か所ずつあったと認識をしているところであります。

ただ、現状については、ご承知のとおり、湯沸についても茶内についてもふるさと広場としての用はほとんどなしていないという状況もございますし、今回廃止する浜中の児童遊園地につきましても、当然、遊園地としての用はなしていないというところで、現存しているのは霧多布の児童遊園地だけであります。

○議長（落合俊雄君） 6番田甫哲朗議員。

○6番（田甫哲朗君） 関連になってしまうので、これ以上は言いませんけれども、正直、

ふるさと広場については国の補助を受けて行われた事業ですよね。しかし、機能しなくなっているということです。一時は公園としてといいますか、遊具も設置されて、遊園地としての機能も兼ね備えていたのだろうと私も認識しているのですが、現状、もっと言ってしまえば危険箇所になってしまっているということだと思っております。

それに財源的な問題もありますから、そこを復活させようなんていう考えは毛頭ないのですが、どうされるつもりでいるのかです。草はぼうぼうになるでしょうし、茶内については池もありますが、池に近づけないようにするはずのフェンスは倒れかかっています。唯一かかっていた橋は渡れないように措置をされているということです。景観のことまでは言いませんけれども、安全性の観点からは検討していかなければならない課題でしょう。

先ほどの一般質問ではないのですが、遊園地、もしくは、公園というものの整備が全く追いついていないといいますか、それは他の町村と比べてという意味でございますが、改めて、大きな方向性でもいいので、どうされるつもりでいるのか、答えられる範囲でお答えをいただきたいと思っております。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） ご質問にお答えします。

ふるさと広場の関係のご質問ですが、湯沸地区、それから、茶内地区にしましても、遊具や施設の老朽化に伴い、自然消滅的な形で衰退していったということがあります。そして、茶内のふるさと広場につきましては、議員もご存じのとおり、軌道のディーゼル車についても昨年に移転をして、誰も来ないところに軌道列車を置いておくのかということから移設に至ったという経緯がございます。

ただ、先ほどの議員の一般質問にも絡みますけれども、子育て環境の充実ということはアンケートの結果でも一番多く占めていますので、コミュニティーの場ということも含め、そうした場所を整備していかなければならないと考えております。これはまちづくりをする上でも当然のことだと思っておりますので、そういった整備に向け、今後検討していくといったような気持ちでおります。

○議長（落合俊雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） これで質疑を終わります。

これから議案第73号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第74号 浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（落合俊雄君） 日程第11、議案第74号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第74号浜中町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびは、国の子ども・子育て支援交付金の対象となる放課後児童健全育成事業の内容について定める通知が令和5年4月12日付で改正され、同月1日から適用されていることに伴い、基準に基づき制定しております条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げますと、浜中町放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の資格認定の要件は、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者、または、時限的に認められていた研修修了予定者とされておりましたが、この研修修了予定者について、放課後児童支援員とみなす措置を無期限化し、放課後児童支援員の安全確保のため、所要の改正をしようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第74号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第74号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 7 5 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議
について

○議長（落合俊雄君） 日程第 1 2、議案第 7 5 号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 7 5 号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について、提案の理由をご説明申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合は、道内の市町村及び一部事務組合等を構成団体とする一部事務組合であります。後志広域連合の加入に伴い、規約別表の変更が生じたものであります。

地方自治法第 2 8 6 条第 1 項ではこれを組織とする一部事務組合の規約を変更しようとするときは関係地方公共団体の協議によりこれを定めるとされており、第 2 9 0 条では関係地方公共団体の議会の議決を得なければならないとされていることから、議会の議決をいただきたくご提案した次第であります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第 7 5 号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第 7 5 号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 7 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 7 6 号 公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談
について

日程第 1 4 議案第 7 7 号 公用車事故被害者損害賠償について

○議長（落合俊雄君） 日程第 1 3、議案第 7 6 号、及び、日程第 1 4、議案第 7 7 号を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第76号及び議案第77号につきましては関連がありますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第76号公用車事故に伴う被害者に対する損害賠償に関する示談について、提案の理由をご説明申し上げます。

本事故につきましては、令和5年5月10日午後1時30分頃、浜中町霧多布東2条1丁目6番地先の路上で発生した車両物損事故で、相手車両は浜中町霧多布西3条1丁目25番地の横井睦男さん使用の車両であります。

事故の概要は、職員が浜中漁業協同組合にて用務終了後、同組合駐車場から右折したところ、走行中の相手車両と衝突し、相手車両運転席側後方のタイヤ付近が損傷したもので、損害額は6万5208円であります。

このことから、町が加入しております保険会社の査定により、過失割合を町の過失80%、相手車両の損害等の5万2166円を町が負担することで令和5年6月18日に示談を交わしております。

このことから、地方自治法第96条第1項第12号により議決をいただくものであります。

議案第77号公用車事故被害者損害賠償についてにつきましては、前議案でご説明申し上げました相手車両への損害賠償について、地方自治法第96条第1項第13号により議決をいただくものであります。

このたびの事故は誠に遺憾で、今後、このような事故が起きないように、安全運転の徹底に万全を期してまいりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（落合俊雄君） これから議案第76号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第77号の質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 質疑なしと認めます。

これから議案第76号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第76号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号の採決をします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(落合俊雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時30分)

○議長(落合俊雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15 議案第78号 令和5年度浜中町一般会計補正予算(第4号)

○議長(落合俊雄君) 日程第15、議案第78号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第78号令和5年度浜中町一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

このたびの補正は歳出で、前年度繰越金の確定に伴う財政調整基金積立金の増額や防衛交付金を活用した校舎等改修工事の増額など、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするもので、補正額は1億4805万2000円となります。

一方、歳入につきましては、各事業の特定財源として、国・道支出金などを充てたほか、不足する財源については、普通交付税6616万8000円、基金繰入金1971万5000円、繰越金8429万4000円を充てさせていただいております。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は96億2051万7000円となります。

次に、第2表地方債補正につきましては、過疎対策事業債などの同意額内示による減額及び臨時財政対策債の発行可能額確定に伴うものであります。

以上、提案の理由をご説明しましたが、詳細につきましては企画財政課長より説明させていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(落合俊雄君) 企画財政課長。

○企画財政課長(佐々木武志君) 議案第78号令和5年度浜中町一般会計補正予算(第4号)について補足をご説明いたします。

第1条歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に1億4805万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を96億2051万7000円とする、第2項では歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるとし、第2条地方債の補正では地方債の変更は第2表地方債補正によるとしております。

10ページと11ページの第1表歳入歳出予算補正につきましては説明を省略させていただきます。

12ページ、第2表地方債補正は、1の変更で、起債の目的は、じん芥焼却場整備事業から社会教育施設改修事業までの12事業につきましては起債限度額の確定に伴うもの、臨時財政対策債につきましては発行可能額の確定により限度額が調整となったものであります。

13ページと14ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては説明を省略させていただき、説明の便宜上、19ページの歳出から説明をいたします。

歳出の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費83万2000円の追加、庁舎管理に要する経費24万2000円の追加は、10節需用費、修繕料で、本庁舎浄化槽の外部キュービクル補修、電算システムに要する経費59万円の追加、12節委託料、個人情報保護制度運用支援委託料286万円の減は下段の道自治体情報システム協議会負担金への科目変更、18節負担金、補助及び交付金、道自治体情報システム協議会負担金345万円の追加は上段の個人情報保護制度運営支援委託料分とロゴチャット導入経費分、ふるさと納税に要する経費、8節旅費、普通旅費29万8000円の追加は不足見込み、12節委託料、ふるさと納税支援業務委託料696万6000円の追加は、これまでのふるさと納税パンフレットをリニューアルするもの、24節積立金、ふるさと納税基金積立金726万4000円の減は財源調整、3目財産管理費5900万7000円の追加、その他町有財産管理に要する経費80万7000円の追加は、10節需用費、修繕料で、茶内栄25番地の町有地の地盤の修繕、基金積立金5820万円の増は、24節積立金、財政調整基金積立金で、地方財政法第7条分として、令和4年度からの繰越額の2分の1の5770万円と財政調整基金条例第2条文の50万円を積み立てるもの、4目振興費77万3000円の追加、地域振興に要する経費44万3000円の追加は、18節負担金、補助及び交付金、22ページの地域振興事業補助で実績に伴う不足分、テレビ放送中継局管理に要する経費33万円の追加は、10節需用費、修繕料33万円の増で、霧多布テレビ放送中継局受信空中線に関わる補修、8目ふれあい交流・保養センター費は財源の組替え、2項徴税費2目賦課徴収費2万2000円の追加は、賦課事務に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金で負担額の確定によるものとなります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費36万6000円の追加は、その他社会福祉に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、障がい者スポーツ大会負担金で、負

担額の確定による不足見込み、2目障がい者福祉費601万2000円の追加、障がい者福祉給付に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金400万4000円の増は、令和4年度障害者自立支援給付費の国・道負担金などの返還分、子ども発達支援事業に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金194万2000円の増は、令和4年度障害児入所給付費の国・道負担金などの返還分、その他障がい者福祉に要する経費6万6000円の追加は、13節使用料及び賃借料、システム使用料で、業務端末のライセンス使用に関わるもの、23ページの6目子ども対策費2万5000円の追加、子ども医療に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金2万5000円の増は、令和4年度未熟児養育医療費等国庫負担金の返還分、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費39万2000円の追加、放課後児童クラブに要する経費32万4000円の追加は、12節委託料、業務補助委託料で、児童クラブ移送サービス利用者の増に伴い、移送実施の町社会福祉協議会への委託料を増額するもの、子育て世帯生活支援特別給付金に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金6万8000円の増は、国の令和4年度給付金の事務費返還分、2目児童手当費5万円の追加は、児童手当に要する経費、22節償還金、利子及び割引料、国庫負担金補助等返還金5万円の増で、国の令和4年度児童手当交付金の返還分となります。

4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費1万2000円の追加は、ごみ減量化対策に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、ごみ減量化対策事業補助で、コンポスター購入要望数の増及びコンポスター単価上昇に伴うもの、2目じん芥処理費は財源の組替えとなります。

5款農林水産業費1項農業費2目農業総務費は財源の組替え、3目農業振興費300万円の追加は、農業後継者対策に要する経費、18節負担金補助及び交付金、26ページの後継者就業交付金で新規5名の12か月分、5目農地費は財源の組替え、2項林業費2目林業振興費312万4000円の追加は、林業振興に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、豊かな森づくり推進事業補助で、民有林造林事業の事業量増によるもの、3項水産業費1目水産業総務費22万7000円の追加は水産行政に要する経費、13節使用料及び賃借料、重機借上料18万2000円の増は漂着したマッコウクジラの処理費、18節負担金、補助及び交付金、浜中水産物振興協議会負担金4万5000円の追加は浜中養殖ウニG I登録に伴う関連経費の増によるもの、2目水産振興費2841万5000円の追加、水産振興に要する経費2186万5000円の追加、10節需用費、消耗品費6万5000円の追加は浜中養殖ウニG I登録懸垂幕の購入、14節工事請負費、新川船揚場整備工事2157万6000円の追加は全体工事費の再積算による不足見込み、18節負担金、補助及び交付金、産業振興奨励補助22万4000円の追加は浜中養殖ウニG Iシール作成によるもの、産業振興資金貸付に要する経費、20節貸付金、産業振興資金貸付金600万円の増は漁船エンジン購入1件に対するもの、漁業後継者対策に要する経費、

28ページの18節負担金、補助及び交付金、後継者就業交付金45万円の追加は新規1名で9か月分、育てる漁業に要する経費、18節負担金、補助及び交付金、産業振興奨励補助10万円の追加は町ウニ種苗生産センター光熱水費等の増に伴うもの、3目漁港費73万5000円の追加は、漁港整備に要する経費、10節需用費、修繕料で、渡散布しゅんせつ土置き場に関わる道路造成によるものとなります。

6款1項商工費2目商工振興費276万3000円の追加は、商工振興に要する経費、18節負担金補助及び交付金、インターンシップ受入負担金155万円の追加は、跡見学園女子大学インターンシップ受入れ1名5万円の追加と、新規事業として株式会社地方創生推進協同機構と連携して実施する浜中町就業体験事業に対し、宿泊費と滞在費1人10万円の15人分を町で負担するもの、地域経済活性化促進奨励補助121万3000円の追加は、新たに要望のあった商品パッケージ作成3事業に支援するもの、3目観光費62万5000円の追加、霧多布湿原に要する経費31万7000円の追加は、10節需用費、修繕料で、霧多布湿原センター内誘導灯の修理、観光施設に要する経費30万8000円の追加は、10節需用費、修繕料で、浜中駅舎入り口上部軒天の雨水流入防止のための補修、4目中山間活性化施設費29万円の追加は、中山間活性化施設管理に要する経費、1節報酬、30ページの会計年度任用職員報酬で、時間給1名から月額給1名への雇用形態変更に伴う不足見込みとなります。

7款土木費2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費は財源の組替え、4項1目港湾費97万1000円の追加は、港湾整備に要する経費、10節需用費、消耗品費12万4000円の追加は、ペンキ等の購入で不足見込み、修繕料84万7000円の追加は暮帰別マイナス1.5メートル物揚場補修に伴うもので不足見込み、6項1目下水道費543万3000円の追加は下水道事業会計繰出金で当会計の財源調整となります。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費は財源の組替え、3項中学校費1目学校管理費3408万3000円の追加、中学校管理に要する経費、14節工事請負費、校舎等改修工事3400万円の増は、国の再編関連訓練移転等交付金を充当し、茶内中学校トイレ改修工事を行うもの、17節備品購入費、校用備品購入8万3000円の追加は霧多布中学校パソコン教室の16ポートスイッチの購入、4項高等学校費1目高等学校総務費は財源の組替え、2目教育振興費17万6000円の追加は、教育振興に要する経費、10節需用費、32ページの教材費2万6000円の追加は教師用準教科書分で不足見込み、学校行事費10万円の減は、次の12節委託料、学校行事委託料に組替えするもの、17節備品購入費、図書購入15万円の増は新たに図書購入が必要となったことによるもの、5項社会教育費4目総合文化センター費は財源の組替え、6項保健体育費3目給食センター費71万9000円の追加は、給食センターに要する経費、10節需用費、修繕料で、洗浄室の壁補修と次亜塩素酸水生成装置の修理であります。

33ページの給与費明細書につきましては説明を省略させていただき、次に、歳入の説明をいたします。

15ページをお開きください。

歳入の11款1項1目1節地方交付税6616万8000円の追加は、普通交付税で、交付額の確定とともに、このたびの補正予算に係る財源調整のため、全額を予算化するものとなります。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金51万6000円の追加、2節障がい者福祉費負担金は、障害者自立支援給付費等負担金前年度精算交付金22万2000円の増で、前年度精算による追加交付分、3節介護保険低所得者保険料軽減負担金も同じく前年度精算による追加交付分、2項国庫補助金6目教育費国庫補助金210万円の追加は、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金で、それぞれ公立学校情報機器活用支援体制整備費補助105万円の増は、GIGAスクール運営体制整備分として、小学校、中学校それぞれ補助基本額420万円の2分の1、補助率2分の1で計上、7目防衛交付金2271万7000円の追加は、2節再編関連訓練移転等交付金で、オスプレイ分として今年度本町に交付された分を予算化し、茶内中学校トイレ改修工事に充当、8目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金90万7000円の追加は国庫補助裏分として交付された分を予算化するものとなります。

16款道支出金2項道補助金4目農林水産業費道補助金192万2000円の追加は、2節林業費補助金、豊かな森づくり推進事業補助で、事業費の増に伴うものとなります。

18款1項寄附金1目1節一般寄附金239万円の追加は3件分となります。

19款繰入金1項基金繰入金1目1節財政調整基金繰入金255万6000円の追加及び7目1節公共施設整備基金繰入金1260万円の追加並びに8目1節ふるさと納税基金繰入金455万9000円の追加は財源調整となります。

20款1項1目繰越金8429万4000円の追加は、1節前年度繰越金、前年度剰余金で、財源調整のため全額を予算化するものとなります。

17ページの22款1項町債2目衛生債40万円の減から6目教育債670万円の減までは、全て過疎債及び辺地債の一時同意内示額の減によるもの、7目1節臨時財政対策債447万7000円の減は発行可能額の確定によるものであります。

以上、議案第78号の補足説明といたします。

○議長（落合俊雄君） これから議案第78号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 数点にわたって質問をさせていただきます。

22ページの振興費の地域振興に要する経費の負担金、補助及び交付金の補助金、地域振興補助金についてであります。

これまで4件で94万3000円の実績ということであります。この不足分の補正ということで44万3000円が計上されておりますけれども、この4件の実績内訳をまず伺いたいと思います。

あわせて、今回の44万3000円を追加することで、既定予算が96万8000円ありましたから、141万1000円の予算になるわけですがけれども、補正だからこれでびったりなのですよ。

今後、振興補助金ということで地域から要請があった場合、1本50万円が上限だと理解していますので、補正は当然されると思うのですがけれども、そういうことでよろしいかどうか、伺っておきます。

次に、26ページの林業費の林業振興に要する経費、18節負担金、補助及び交付金の補助金、豊かな森づくり推進事業補助312万4000円の追加についてです。

当初予算では494万円で、合わせて806万4000円となるわけですがけれども、説明では民有林造林事業費の増ということでした。

当初予算で見ますと、19ヘクタールを行って、1ヘクタール当たり100万円という計算で、その26%を見ているということですから、逆算しますと、12.013ヘクタール掛ける26%でいくと312万3380円という数字が出てくるのですが、そういう計算でよろしいのかどうか、確認だけさせてください。

次に、その下の水産行政に要する経費、水産振興に要する経費の中の浜中養殖ウニG I登録関連経費の増についてです。

水産行政に要する経費では負担金、水産物振興協議会への負担金が4万5000円、それから、水産振興に要する経費の消耗品費については6万5000円です。今の説明では懸垂幕ということでしたけれども、これは懸垂幕だけをつくるということなのかを確認します。

次に、負担金、補助及び交付金についてです。

産業振興奨励補助で、シールをつくるという説明でしたが、どういったものをつくるのか、具体的に分かればお知らせをいただきたいと思います。

G Iについては、国の地理的表示保護制度への登録ということで、本町の特産品として、他のウニとの差別化を図って、浜中町では昆布だけを食わせたウニだよということをしてPRする、これで優位に立てるということで理解しておりますけれども、このメリットを改めてお知らせいただきたいと思います。

次に、28ページの漁港整備に要する経費についてです。

需用費の修繕料は渡散布しゅんせつ土置き場道路整備という説明を受けたのですが、今の説明では道路を造成するという説明に変わっていました。

私は現場へ行って見たのですが、どこをどう補修するのは分かりませんでした。既に補修された後といいますか、道路枠に砂利を敷いていたところがありますよね。左側に造成する場所があって、捨て場があって、その入り口周辺に砂利を敷いていたのですが、それだけで73万5000円も使うのかなと思っていました。もし既に終わっているのであれば、専決や予算を流用するとかという形でやっておかないと、予算がない中でこういったものを整備するというのは予算の使い方としておかしいのではないかと考えています。

まだやっていないのであれば、その場所についてお知らせをいただきたいと思います。

次に、30ページの教育費の中学校費、学校管理費、中学校管理に要する経費のうち、工事請負費、校舎等改修工事についてです。

茶内中学校のトイレ改修工事ということで3400万円が降って湧いたように出てきました。これは財源の見通しがついたからということでしょうけれども、防衛交付金、オスプレイのものがなければ多分できないことだと思っています。私は各学校とも水洗化すべきだと思っていますから反対はしませんけれども、どういう工事概要になるのか、具体的に便器が幾らかで、男女ともにどうなっていくのか、そこを確認したいと思います。

また、特定財源の内訳で、2376万7000円というのは防衛の交付金ですから、分かりますが、その他900万円とあるのです。しかし、これは歳入のどこを見ても予算措置されていないと思うのです。これは何を充てているのか、探してみたいけれども、分かりませんでしたので、教えてください。

最後に、32ページの高等学校費の教育振興費の需用費と委託料の関係であります。

学校行事費で10万円を減じて、同じ学校行事の委託料で組替えをしています。学校でできる行事について、どういう内容のものをどこに委託するのか、学校の先生方でできないのか、委託のメリットはどこにあるのかです。これは、毎年、事業費で組んできた行事費だと思うのです。小さい額ですけれども、委託料に組み替えた根拠を的確に示してください。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 20ページから22ページにかけての地域振興に要する経費、地域振興事業補助の44万3000円の追加についてご答弁を申し上げます。

まず、当初予算76万8000円のうち、50万円を一般分として確保しておりました。

今回、追加で年度内に上がってきたものは4件ございます。

まず、霧多布の2区の防犯灯の改修事業については補助6万2000円であります。二つ目は、火散布地区も同じく防犯灯の改修事業で、こちらが23万5000円であります。三つ目が茶内共同墓地に関わる整備事業で、こちらが18万8000円あります。四つ目は、茶内第三地区のパークゴルフ場の物置小屋の増築に対する助成で、45万8000円あります。トータルの補助金の額が94万3000円となりまして、このたび、不足分の44万3000円の補正をお願いするものでございます。

地域振興補助に関わる今後の補正につきまして、今のところ、地域から追加の要望はございませんけれども、もし要望があった場合、補助要綱に合致しているものであれば、流用対応なりをさせていただいて、補正をお願いすることを原課としては考えております。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 26ページの5款農林水産業費2項林業費2目林業振興費の豊かな森づくり推進事業補助についてお答えします。

まず、この補正の内容につきましては、先ほどお話がありましたとおり、事業費のアッ

プということです。森林所有者が民有林に造林する際に国の公共事業分として68%が補助されますが、残りの32%に対し、道が16%、町が10%、それにより個人負担を6%とする制度となっております。

このたび、面積19ヘクタールで当初予算を組んでいたものが30.37ヘクタールへと11.37ヘクタール増に伴う補正のほか、事業費の単価が1万円から上昇した結果、この数字となっております。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 26ページの水産物振興協議会負担金4万5000円についてご説明を申し上げます。

浜中水産物振興協議会負担金は一律負担金としては5000円でありましたが、浜中養殖ウニがG I登録されたことに伴い、登録免許税9万円がかかるほか、商品登録や品質保証を兼ねたG Iマークの利用を推進するため、在庫シールに応じたG Iマークのシールを作成するほか、ルパンとG Iマークを一体化したシールを新たに作成することから町の負担金が5万円に増額になります。

このことにつきましては令和5年7月に協議会の総会において可決されておりますので、負担金の増額の名目はこのようになります。

続きまして、同じく26ページの事業費、消耗品費の6万5000円についてご説明を申し上げます。

こちらは、先ほど説明しましたように、浜中養殖ウニがG I登録されたことに伴い、役場庁舎掲示用の懸垂幕1枚を作成するものとなっております、一式で6万4350円となっております。

続きまして、26ページの産業振興奨励補助22万4000円についてご説明を申し上げます。

こちらはG I登録に係るものになりますが、水産物振興連絡協議会に補助するもので、浜中養殖ウニがG I登録されたことに伴う地理的表示とG Iマークが一体となるシールを作成、在庫のシールに対してG Iマークを作成、市場での差別化を図ることを目的としております。補助率は50%となっております。

つくる内容につきましては、G Iと書いた赤いマークのみを10万枚、そして、養殖ウニというのとG Iマークが入った一体型の小さいものを5万枚、大きいものを3万枚としています。それから、G Iマークと浜中養殖ウニというものが二つ連結されたひょうたん型のもの3万枚を作成する予定となっております。

これらを合計し、44万9900円の50%を補助するというものとなっております。

次に、このブランドのメリットについてです。

議員がおっしゃいますとおり、昆布だけを食べたということを皆さんにPRすること、また、地域のことを説明するということで、北海道の浜中町、そして、養殖ウニということを全国の方に知っていただける機会になっていると思います。

また、このG Iマークは、他の産地の方々がこの名前を使って販売するというのを阻止することも目的となっております、年1回、農林水産省が浜中町に来まして、生産量、そして、販売された方の量を検査することになっております。そのことによって浜中養殖ウニが市場でほかのものと間違われぬように差別化が図られるわけですが、これも一つのメリットと思っております。

28ページの漁港整備に要する経費、修繕料の73万5000円についてご説明を申し上げます。

こちらは、しゅんせつ土の搬入道路を修繕するもので、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、砂利はあるのですけれども、それは前の方が敷いたもので、まだ整備はしていません。

現在、北海道の漁港機能保全事業により各漁港のしゅんせつ工事を行っておりますが、しゅんせつ土置場につきましては町が近隣の所有者の方から承諾を得て確保している状況になっております。

現在、渡散布のしゅんせつ土置場が満杯となり、新たな置場を確保いたしました。現在では、ダンプでの搬入ができない、木などが重なってきているということです。場所は説明しにくいのですが、土を取った場所がありまして、そこまでにダンプで行くのにあのぐらいの道路だと陥没するというので、木を払って砂利を入れて補強するのですが、73万5000円となっております。

内容としては、ざり石を厚さ20センチで72メートル、車回し部分を10メートル作成、そして、支障木撤去、枝払いなどを行い、道路を整備することになっております。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） 30ページの工事請負費、校舎等改修工事における茶内中学校トイレ改修の工事内容についてご説明いたします。

まず、工事内容としましては、生徒用及び教師用のトイレの便器の取替えで、大便器につきましては洋式に全て取り替えます。そして、手洗い場、床、壁、天井、照明も取り替える予定となっております。また、このトイレ改修に伴い、下水道への接続及び浄化槽の撤去も併せて行います。

なお、工期は大体120日を予想してございます。今後、防衛省への申請、内示等の作業がありますが、それを経て、冬季休業を挟み、2月中旬から下旬までには終わらせたいと考えております。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） 30ページの中学校管理に要する経費のうち、ただいまの茶内中学校トイレ改修工事の財源の関係についてお答え申し上げます。

オスプレイの防衛交付金以外の900万円につきましては、今回、公共施設整備基金1260万円の取崩しをさせていただきますけれども、そのうちの900万円を充てさせていただきます予定となっております。

○議長（落合俊雄君） 高校事務長。

○高校事務長（天岡道芳君） それでは、高等学校費、需用費の学校行事費等委託料、学校行事委託料の根拠についてです。

7月に開催しました学校祭で花火を打ち上げております。打ち上げに関しては専門業者に委託をしていることから、需用費ではなく、委託料に該当するというので、今回、組み替えたものであります。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 22ページのことは了解です。

次に、26ページの豊かな森づくり推進事業補助金についてですが、私が言ったのは全然違ってましたね。申し訳ございません。ただ、もう一度、ゆっくり説明してもらえませんか。聞き取れませんでした。すみませんが、お願いします。

次に、G I登録の関係は了解しましたがけれども、いずれにしても、他の養殖ウニとの差別をきちっとつけるという意味では大変重要ですし、浜中町の漁民の誇りになるということでもありますから、積極的に進めていただきたいと思います。

次に、28ページのしゅんせつした土の置き場についてです。渡散布にたまたまそういう場所があるというだけで、どこのしゅんせつ砂を運ぶということなのか、それも加えて教えていただければと思います。

ざり石を敷いて72メートルの道路をつくり、支障木も切るというようなことのように、渡散布の道路から海岸方面に向かって入ることでもいいのであれば、先ほどの関係だけ教えてください。

次に、中学校の校舎等補修工事の水洗化についてです。子どもたちも先生方も含め、環境が非常によくするというので大変喜ばしいと思います。学校でまだ水洗化されていないところはほかにあるのでしょうか、それを教えていただきたいと思います。また、あるとすれば、年次計画ではいつ頃を予定しているのか、お知らせいただきたいと思います。

次に、特定財源の関係です。公共施設整備事業1260万円を予算計上していますけれども、そのうちの一部を900万円に充てて、残りについては一般財源で対応するということですね。

次に、32ページのことについてです。根拠が必要だということで大きな声を出しました。今までずっと需用費で花火を打ち上げてきて、これが間違いだったということですが、業者に委託しているのであれば当然ですよ。財政からの指摘だと思いますので、今後、予算科目についても十分配慮、注意をして予算計上していただきたいと思います。これについての答弁は要りません。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 再度お答えします。

26ページの豊かな森づくり推進事業補助について再度ご説明を申し上げます。

豊かな森づくり推進事業補助というのは、民有林の所有者が造林する際に、本来でいけ

ば国の公共事業として68%の補助があります。そして、残った32%につきましては、当然、個人負担ということでありました。ただ、この事業が開始されてから、残った32%に対し、道が16%、町が10%、個人所有車は6%で事業ができるという制度になってございます。

このたび、北海道がゼロカーボン北海道の実現に向けて森林吸収源対策の一環として予算の増額を行いました。それに伴って一般民有林の所有者に事業の追加ということで声がありました。実際、民有林の事業の増加に伴って、町としても10%手出ししているものですから、今回、10%分の補正額を要求させていただいたというのが今回の補正の内容です。

なお、面積につきましては30.37ヘクタールです。当初は19ヘクタールですので、増加分は11.37ヘクタールとなります。

○議長（落合俊雄君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） ご質問にお答えいたします。

場所につきましては、渡散布と養老散布の間のところになります。そして、しゅんせつ土の搬入になりますが、渡散布漁港のしゅんせつ土を搬入する予定となっております。

○議長（落合俊雄君） 管理課長。

○管理課長（舟橋正誉君） トイレの水洗化に伴い、浄化槽の学校施設についてです。

浄化槽を使っているのは霧多布小学校と霧多布中学校、そして、今回工事する茶内中学校で、ほかの学校は水洗化になっているという状況であります。

また、計画についてですが、霧多布小学校も霧多布中学校も施設的に非常に大きくなります。建設年度が古いのが霧多布中学校で昭和49年、霧多布小学校が昭和57年ということになってございますので、霧多布中学校のほうを直したいと考えております。その次に霧多布小学校という流れです。

ただ、今の規模を維持するための改修となりますと、1億円を超える金額になりますので、どのように改修していくのか、また、一般質問にもありましたとおり、適正規模、適正配置の基本計画もこれから策定されますので、それも見ながら取り進めてまいりたいと考えております。ご理解をお願いします。

○議長（落合俊雄君） 5番川村義春議員。

○5番（川村義春君） 最後に答弁をいただきました浄化槽でやっているのは霧多布小学校と霧多布中学校ということですが、どちらも大規模な学校ですよね。これは両方を合わせて1億円ということですか、それぞれが1億円ということですか。

将来的なことを踏まえ、老朽化している校舎を例えば小中一貫にするとすれば建て替えてということも考えなければならないといったことであれば十分に検討していただきたいと思えます。

これについては理解しますが、その辺は十分に精査しながら計画を練っていただきたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（落合俊雄君） 9番成田良雄議員。

○9番（成田良雄君） 20ページのその他町有財産管理に要する経費についてです。

説明では茶内栄の土地の地盤改修ということでしたけれども、主な場所、そして、どういふ状況なのか、また、地盤を改修して今後どのような利用をしていくのか、ご答弁願いたいと思います。

次に、22ページのその他社会福祉に要する経費の障がい者スポーツ大会負担金36万6000円についてです。

これはスポーツ大会という負担金ですが、どこでいつ行うもので、町内の出場者はいるのか、詳しく説明をお願いしたいと思います。

次に、24ページの放課後児童クラブに要する経費のうち、業務補助委託料についてです。

これは児童クラブの浜中・散布地区の移送サービスということで、道に対しての補助ということでした。浜中地域、そして、散布地域でそれぞれ何名ほど移送サービスをされているのか、この点をよろしくお願いしたいと思います。

次に、26ページで、先ほど5番議員も質疑をされましたけれども、豊かな森づくり推進事業補助についてです。

当初の19ヘクタールが11.37ヘクタール増の予算だということでしたが、どこの地域で、事業内容はどのようなものなのか、その点も付け加えた説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（落合俊雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐々木武志君） ご質問にお答えをいたします。

20ページのその他町有財産管理に要する経費のうち、修繕料80万7000円の追加についてご説明を申し上げます。

先ほど補足説明で茶内栄25番地の町有地と申し上げました。分かりやすく言うと、バス車庫の前となります。

状況といたしましては、今年の春にぬかるんで、幅5メートルぐらい、長さ25メートルぐらいのわだちになっておりました。本来、ここは車両が通行するところではないのですけれども、やはり危険ということで、三角ポールを置かせていただき、そこに入っていないということをお示ししている状態でありました。

今後の利用ということですが、ただいま茶内一条通の改修工事を実施しております。今後、農協からタカナシ乳業のほうに抜ける縦の通りが通行止めになるということで、今直そうとしているところを迂回路として利用しようと考えております。ただ、ぬかるんでいるということで、深さ50センチぐらいのところには碎石を入れ、ぬかるまないように整備をするといった内容の修繕をさせていただこうと考えているところでございます。

○議長（落合俊雄君） 副町長。

○副町長（齊藤清隆君） それでは、議案の22ページのその他社会福祉に要する経費の障がい者スポーツ大会の負担金に対してのご質問にお答えしたいと思います。

いつどこでということですが、北海道障がい者スポーツ大会は第61回目であり、北海道の振興局単位で毎年実施されている大会でございます。今回は釧路総合振興局管内ということで、浜中町については知的障がい者のバスケットボール大会が予定されておりましたけれども、参加者がいないということで中止となっております。

大会期間は9月3日から9月24日までです。釧路市内で行われている陸上競技大会が9月3日に、最終日の9月24日は釧路町で行われる予定である車椅子のバスケットボール大会、それ以外については参加者がいないということで中止となっております。

次に、24ページの放課後児童クラブに要する経費でございます。

当初、移送サービス1名で予算を組んでおりましたが、3名が増になりました。内訳につきましては、浜中小学校が3名、散布小学校が1名でございます。

○議長（落合俊雄君） 農林課長。

○農林課長（渡邊馨君） 26ページの豊かな森づくり推進事業補助の事業内容と場所についてです。

まず、事業内容につきましては、民有林の造林、地ごしらえ、それに伴う苗木代の補助でございます。

場所につきましては、奔幌戸、貫人、茶内地区で事業を行い、なお、これに関わる森林所有者は5名おります。

延 会 宣 告

○議長（落合俊雄君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（落合俊雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（延会 午後 4時28分）